

予算審査特別委員会

日 時 平成30年3月8日（木）
午前9時～午後3時52分
場 所 議場

出席者 委員長、副委員長、委員9名（欠席：なし）
説明員 梅林福祉保健課長、岩井地域包括支援センター長、片岡室長、
長崎室長
久城農林課長、伊田農業委員会事務局長、坪倉室長、岸室長、
坪倉主事
傍聴者 なし
書 記 岩崎議会事務局長、佐伯主事

○山本委員長 おはようございます。ただいまより予算審査特別委員会を再開いたします。

まず、お手元に資料をお配りしております。確認をしていただきたいと思えます。日南町総合文化センター委託料見積書というものが1つ、それから、教育課に関する日南町高等学校通学補助事業についてお知らせというものが1つ、それから、日南町体育館FSCプロジェクト認証の流れというものが1つと、パンフレットが1つということでお配りをしております。御確認をしてください。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、本日は、午前には福祉保健課、午後には農業委員会、農林課の審査を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

これより福祉保健課の審査を行います。

まず最初に、28年度決算審査特別委員会の審査意見について、新年度予算にどのように生かされたのかの報告をしていただいた後に、当初予算説明資料43ページ、民生一般管理事務から48ページ、高齢者等タクシー助成事業までの説明を求めます。

梅林福祉保健課長。

○梅林福祉保健課長 おはようございます。平成30年度福祉保健課の予算について御説明をさせていただきます。

まず初めに、28年度決算審査特別委員会におきまして、審査意見として御指摘をいただきました項目についての、平成30年度予算での対応について御報告をいたします。

意見としましては、介護サービス事業についてということで、日南町の介護サービスの大部分を受け持つ日南福祉会が介護職員の確保ができないために、介護施設の閉鎖や受け入れ制限をすることは深刻な事態である。要介護者の介護ニーズに応えられるよう、行政としても人員確保に一層の努力をされたいということで御指摘をいただいております。

これに対しましてですが、日南福祉会の近年の職員数は、平成27年度末177人、平成28年度末169人、平成29年度は161人でスタートをされましたが、中途退職者が6名あり、さらに、年度中途での採用が7名あり、現在は162人となっております。日南福祉会におかれましては中途退職者を防ぐため、また新規採用者を確保するためにさまざまな処遇改善の取り組みをしておられます。例えば、給与面での改善ですとか業務の標準化、研修の充実、資格取得への助成などです。町の支援策としましては、施設設備の整備を担当、実施しておりますが、中途退職を防止して新規採用を促す取り組みとして、今年度は抱えない介護を推進するために、あかねの郷の浴室へのリフト設置を介護サービス事業会計において予算計上をしております。

また、介護福祉人材育成奨学金制度を実施しております。平成27年度から6人の方に貸与をしており、3人の方は既に就職をされています。平成30年度も継続して取り組み、高校とか養成校を中心としまして、周知、啓発に努めてまいります。さらに、平成30年度新規事業として、介護福祉人材支度金制度を予算計上しております。資格を有する新規採用者に支度金として100万円、これは介護福祉士、看護師、リハ職等です。それから初任者研修修了者には50万円を支給して、少なくとも5年間は勤務をしていただくという制度です。全国的に介護人材が不足している中で少しでも職場選択の際の後押しになることを目的としておりまして、御承認いただければと思います。

続きまして、平成30年度の予算の説明をさせていただきたいと思いますが、

本日、職員4名で分担して説明させていただきたいと思います。一般会計、民生費については片岡室長が、衛生費については梅林が、介護保険特別会計につきましては長崎室長と、地域支援事業につきましては岩井地域包括支援センター長が、介護保険サービス特別会計につきましては長崎室長がそれぞれ担当いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○山本委員長 片岡室長。

○片岡室長 失礼いたします。そういたしますと、予算説明資料43ページ、福祉保健課、民生費の民生一般管理事務から説明させていただきます。

民生一般管理事務、30年度2,852万9,000円、前年度に対しまして2,851万6,000円の減となっております。主な要因といたしましては、29年度で実施いたしました日南保育園の改修工事でありますとか、障がい者グループホームの設計監理の委託等々の事業が30年度はありませんので、そこで3,800万の減。増加の要因といたしましては、人件費が1名分ふえまして、4人ということで420万、それから、グループホーム虹の郷を障がい者グループホームとして日南福祉会に賃貸借を行う予定としておりまして、その賃借料が296万5,000円、それから、同じく障がい者のグループホームとして整備を予定しております備品、冷蔵庫でありますとか電子レンジ、炊飯器、そういったものの備品となりますけども、245万2,000円ということで上げさせていただいております。

事業の内容ですけども、基本的には継続事業が主なものとなっております、民生委員・児童委員の活動の推進でありますとか戦没者追悼式の開催、放浪者、行旅人の支援、虐待等一時避難措置事業、生活支援ボランティアの事業となっております。新たなものとしまして、(7)、(8)で上げております、グループホーム虹の郷を障がい者グループホームとして活用するための賃借料、それから、障がい者グループホームの備品の整備ということになっております。

執行経費の主なものとしては、職員給与等の人件費、それから、使用料、賃借料のところのグループホーム虹の郷賃借料296万5,000円、備品購入245万2,000円などとなっております。

○山本委員長 済みません、片岡室長、少し声が聞こえにくいので、大きい声をしていただくか、少しマイクに近づいて発言をしていただきたいと思います。

○片岡室長 失礼いたしました。もう少し大きな声をさせていただきます。

次のページに行かせていただいてもよろしいでしょうか。44ページ、各種団体補助金及び負担金管理事務でございます。30年度843万円、昨年度と比較しまして1,000円の減となっております。こちらも継続的なものでございまして、各種社会福祉関係団体に負担金、補助金等の交付を行っております。鳥取県社協、日野郡身体障害者福祉協議会、手をつなぐ育成会、日南町社会福祉協議会の運営費となっております。この社会福祉協議会の運営費の中には社協と、それからシルバー人材センターの合計の金額となっております。

その下、下段です。障がい者サポート事業でございます。205万円、昨年度と比較しまして46万9,000円の減となっております。主な原因といたしましては、障がい者プランの委員報酬の減が20万、それから、グループホーム夜間世話人の配置に減がありましたので、そこが20万ということになっております。

執行経費の主なものですが、障がい者相談員の報酬、要約筆記、手話通訳者の派遣報償費、障がい者プラン推進委員の委員報酬、障がい福祉に関する研修会の講師報償費、身体障がい者の住宅改修助成事業、障がい者の地域生活体験事業、グループホーム夜間世話人配置事業、障がい者就労促進支援事業、心身障がい者医療費、通院費等助成事業などとなっております。

45ページ、障がい者自立支援制度運営事業でございます。30年度1億6,647万7,000円、前年に比較しまして130万5,000円の増となっております。主な要因としましては、障がい介護給付費で行っておりますA型、B型の就労継続支援事業所の給付費あたりが753万円の増、それから居宅介護のほうで700万円の減、宿泊型自立訓練という給付もございまして、こちらの予定が30年度入ってまいりましたので135万6,000円の増というような動きをしております。

事業の内容としましては、障がい者総合支援法に基づきまして、障がい者の方の自立のために医療給付等を行う事業でございます。

主な執行経費は、医師意見書作成費などございますけども、大きなところとしましては、自立支援給付、更生医療、療養介護、育成医療給付事業、それから障がい介護給付事業というところになっております。

46ページ、地域生活支援事業でございます。30年度590万2,000円。昨年と比較しまして95万9,000円の増となっております。こちらは、主に日常生活用具給付の増額ということになっております。

事業の内容でございますけれども、地域の実情に合わせて障がい者の地域生活支援事業において必須事業であります相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業等を実施しております。

主な執行経費でございます。相談支援事業から(5)番に書いております理解促進研修・啓発事業、ここまですべて委託事業となっております。それから、(6)番、自発的活動支援事業というのは、障がい者の方が自立した社会生活を営むことができるように、家族、地域住民等による自発的な取り組みの支援をするという事業でございます。補助金として団体に給付を行っております。(7)の日常生活用具給付事業から(9)の日中一時までが扶助費となっております。大きな執行経費としましては、日常生活用具の給付の事業が大きなものとなっております。

続きまして、47ページ、特別障がい者手当支給事務でございます。30年度147万2,000円、前年と比較しまして32万3,000円の減額となっております。こちらは障がい者手当の給付事務でございます。特別障がい者手当、経過的福祉手当、新規認定の手当というようなところになっております。特別障がい者手当の人数が1名減となりましたので、その分を減額として計上させていただいております。

下段、支え愛ネットワーク構築事業でございます。30年度682万3,000円、前年と比較しまして270万3,000円の増となっております。こちらは、支え愛ネットワークの事業で包括支援センターに人員を配置して、地域連携の関係機関とコーディネートを行うなどの事業を行っております。それから、安心生活見守りシステムの配備などをこの事業で行っております。

そこに書いておりますのが、30年から新規に災害時要支援者対策促進事業ということで行う予定としておりまして、166ページのほうに新規事業説明資料としてつけさせていただいております。こちらの事業ですけれども、目的としましては、高齢化が進んでも、地域の中でさまざまな形で支え合える仕組みを地域のみんなで考えてつくっていくということを目的としておりまして、県の補助事業

であります災害時における支え愛地域づくり推進事業を活用しまして、自治会でありますとか集落の申請によりまして取り組みの構築を促します。事業主体は町の社会福祉協議会で行っていただきまして、県と町はそちらに補助をするという形の事業となっております。

2つ大きく柱がございまして、災害時要支援者対策促進事業は5万円、県が2万5,000円、町が2万5,000円、それから、災害時要支援者対策ステップアップ事業というのが2年目から該当になりまして10万円、それぞれ半額を県と町でというような形で、1年目の災害時要支援者対策事業においては50カ所、それから、ステップアップ事業においては3カ所を30年度で予定をしております。

なお、見守りシステムでございまして、かねて3年間で町内全域配備をいたしまして、60台購入して、うち57台を設置しているという状況になっております。

では、48ページ、生活困窮者自立支援事業、本年度582万2,000円、前年度と比較しまして117万3,000円の増となっております。生活困窮者支援事業は基本的には継続事業でございまして、新たな増加要因といたしましては、(5)番に上げております委託費としまして、家計相談事業、日南町の社会福祉協議会に委託としております、120万。こちら新年度から、生活困窮者自立支援事業でもともと制度にありました必須事業と任意事業。必須事業においては、相談業務でありますとか就労相談を行っているんですけども、任意事業としまして、家計相談とかその他の事業があります。そのうちの家計相談について、日南町社協さんのほうで取り組んでいただくということでお願いをしようと考えております。基本的には、120万は人件費ということになっております。

その下段でございまして。高齢者等タクシー助成事業、30年度1,160万、前年度と比較しまして740万円の減となっております。こちらは平成29年度から実施を始めましたお出かけタクシーチケットの事業でございまして。対象者の方あたりを、積み上げの考え方をちょっと、29年度の動きを見ながら整理をさせていただいて、交通空白地帯の解消を目的とした高齢者の方への交付ということで1,100人、それと利用率を50%と見まして、積み上げたものが1,100万、それから障がい者への助成ということで、70歳未満の要介護認定のあ

る方でありますとか、手帳を持っておられる方でありますとか、そういった方が全体で約80人ぐらいおられるんですけども、うち30人程度が免許証を持ってなくて、こちらに該当するのではないかと見込ませていただいて、60万ということで計上をさせていただいております。

済みません、ちょっと飛んでしまっって申しわけないんですが、47ページの支え愛ネットワーク構築事業のところで、説明を一つ忘れておりましたですけども、新規事業の災害時要支援者対策促進事業と支え愛ネットワーク事業委託ということで、こちらも町の社協さんのほうに委託を行いまして、人を配置して取り組んでいただくということで130万を計上させていただいております。

高齢者タクシー助成事業までは以上でございます。

○山本委員長 ただいま報告と説明をしていただきましたが、まず最初に、昨年度の決算審査特別委員会の意見についての報告をいただきました。

これについて質疑がございますでしょうか。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしますと、当初予算説明資料に基づいて質疑を行いたいと思います。

まず最初に、43ページ、民生一般管理管理事務について質疑ございますか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 ここに需用費として、たんぽぽの家、おおくさ荘の電気代等という経費が計上されておりますけど、これ、ほかにもいろいろ維持するためにいろいろな経費がかかっていると思いますけど、大体たんぽぽの家、おおくさ荘、合わせて年間どれぐらいの維持費が見込まれておられるのか、お伺いします。

○山本委員長 いいですか、どなたか。

梅林福祉保健課長。

○梅林福祉保健課長 済みません、ちょっとまとめておりませんで、羅列で申し上げたいと思います。電気代のほうが、予算の見込みですけれども、おおくさ荘のほうが2万3,000円、たんぽぽの家のほうが7,500円です。

○近藤委員 7,500円。

○梅林福祉保健課長 はい。それから、水道料です。たんぽぽの家、おおくさ荘ともに、月額ですけども3,000円。

○近藤委員 月額。

○梅林福祉保健課長 済みません、月額で言っております、申しわけありません。電気代も月額です。

○近藤委員 電気代が月額30,500円…。(「電気代も」と呼ぶ者あり)

○梅林福祉保健課長 それで水道料も、たんぼぼの家、おおくさ荘ともに、月額3,000円ずつです。それから、あとガス代が、たんぼぼの家のみですけれども、月額3,000円を見込んでおります。

○山本委員長 よろしいですか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 済みません、それと、周辺整備などにどれぐらいの経費を見込んでおられるのか、下水はないわけですか。

○山本委員長 梅林福祉保健課長。

○梅林福祉保健課長 周辺整備につきましては、草刈りを年2回程度、例年はシルバー人材センターさんに依頼してございましたけれども、昨年度につきましては、お盆前となりまして、シルバー人材センターさんでなく請け負っていただく方をお願いをしております。済みません、ちょっと金額のほうは後ほどお伝えしたいと思います。

それから、何でしたっけ。

○近藤委員 下水。

○梅林福祉保健課長 下水道につきましては、合併浄化槽を設置しておりまして、現在、下水道料はかかっておりません。

○山本委員長 よろしいですか。

大西保委員。

○大西委員 障がい者サポート事業の7番目のところ、説明があったかもわかりませんが、グループホームの夜間の世話人の配置事業で、昨年の予算に対して今回は半額になっておりまして。

○山本委員長 44ページですか。

○大西委員 44ページ。

○山本委員長 43ページを今やっております。

○大西委員 43ページ、済みません。

○山本委員長 先ほどの草刈りの金額わかった。まだ時間がかかりますか。じゃ

あ、後ほどで。

そのほか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 虹の郷の施設を使って障がい者グループを開設なんですけども、ここに備品ですとか賃借料は計上してありますが、グループホームの運営をNPO法人がされるということなんですけども、いわゆる町との関係は、施設を貸せるということなのか運営を委託されるということなのか、今までに説明があったのかもしれませんが、改めて伺っておきたいと思います。

それと、先ほど44ページのところありましたけど、夜間世話人は虹の郷のものでしょうか。これまでもあった町外の施設のものでしょうか。

○山本委員長 片岡室長。

○片岡室長 障がい者グループホームの運営ですけども、今のところ想定しておりますのは、賃貸借という形で施設を使っていただくと、町のほうには賃貸借料を払っていただくというような形での契約を想定しております。

それから、44ページのグループホームの夜間世話人の配置でございますけども、こちらは、このたびのグループホームではなくて、既存で利用されている夜間グループホームにおきまして、対象者の方がもともと2人おられましたものが1人に減っております。そのために金額を約半額ということで減らさせていただいております。

○山本委員長 よろしいですか。坪倉委員、よろしいですか。

そのほかございますか。

ないようでしたら、次のページ、44ページ上段、各種団体補助金及び負担金管理事務につきまして質疑ございますか。よろしいですか。

そうしますと、下段、障がい者サポート事業について質疑ございますか。よろしいですか。

そうしますと、めくっていただいて、45ページ、障がい者自立支援制度運営事業について質疑ございますか。

大西保委員。

○大西委員 障がい介護給付費ですね、居宅介護が10名で100万となっておりますが、去年は9名で800万なんです。どういうことでしょうか。

○山本委員長 片岡室長。

○片岡室長 居宅介護につきましては、利用日数などを積み上げてまいりますけれども、確かに人数が1名増となっておりますけれども、利用形態が週1回などとなったりしまして、日数の減少によりまして、29年度の実態などを見ながら減額をさせていただいております。

○山本委員長 大西保委員。

○大西委員 ということは、平成29年度の予算額は多過ぎたということですか、9名で800万ですから、今回は10名で100万ということですから、相当な差異がございますので。

○山本委員長 片岡室長。

○片岡室長 御指摘のとおりでございます、見込みに対して日数が減ったということで、29年度はもう少し少ない額で予算が組んでいたということになります。

○山本委員長 実績に基づいたということですか。よろしいですか。

そのほかございますか。

ないようでしたら、46ページ、地域生活支援事業について質疑ございますか。

ないようでしたら、47ページ上段、特別障がい者手当支給事務について質疑ございますか。よろしいですか。

そうしますと、下段、支え愛ネットワーク構築事業について質疑ございますか。

大西保委員。

○大西委員 ここでは支え愛ネットワーク事業委託料130万となっております。新規事業の説明資料では予算額が140万になっておりますが、この10万の差はなぜでしょうか。

○山本委員長 片岡室長。

○片岡室長 説明をさせていただきます。新規事業で上げさせていただいてる部分につきましては、47ページでいきますと、(6)の負担金補助及び交付金のところで125万と15万を足して140万、こちらが新規の事業となります。支え愛ネットワーク事業につきましては、かねて毎年実施をしておる事業でございましたので、継続事業に対して人を1人配置していただくということを目的に130万というものを上げさせていただきましたけれども、こちらは新規事業のほ

うには数字として上げておりません。

○山本委員長 大西保委員。

○大西委員 昨年度のもの、私、ずっと比較しながら、新年度の新規事業とかいう形で見とるので、これでいくとちょっと、そうであるならばちょっとわかりやすく、140万、同じようにしていただかないと、ちょっと私もどの費用とどの費用、明確にならないので。後々、来年また予算するときにはわかりにくいと思いますので、できる限り、来年度もわかりやすくなるような形にしていればこちらも確認できやすいので、よろしくお願いします。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 既に支え愛をやっているというところは5万円の対象になるのかならないのか。ステップアップ事業は2年目というふうになってますけども、3年目であってもこれが対象になるのか。新たに始まることであれば、1年目、2年目っていうのはあるんでしょうけども、既にやっておるところの対象範囲について説明をお願いします。

○山本委員長 岩井センター長。

○岩井地域包括支援センター長 平成26年からやってる町の支え愛ネットワーク事業はやってるんですけど、今回、県の補助を受けるものなので、今までやっておられるところも全部1年目というか新規になります。ただ、今までちょっと2地区、県の補助を使っておられるところがあるので、そこに関しては2年目ということになります。

○山本委員長 よろしいですか。

古都勝人委員。

○古都委員 いうことは、50カ所というのは大体町内での比率ですね。どれぐらいですかね、自治会の範囲とかいろいろあると思うんですが、大体町全体の何割程度が対象になるというふうに理解すればよろしいでしょうか。

○山本委員長 岩井センター長。

○岩井地域包括支援センター長 対象は先ほど言いました、以前に県に出しておられたのが2地域あって、それ以外は全部対象で、自治会でいくと、31自治会は対象になります。31自治会の中でも班でも申請できるので、細かい集落ごとの申請も可能ということなので予算として50を上げさせていただいています。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 いうことは、自治会単位でなくても、同一自治会の中に2グループあってもいいというふうに理解してよろしいですね。

○山本委員長 岩井センター長。

○岩井地域包括支援センター長 そのとおりです。

○山本委員長 足羽覚委員。

○足羽委員 支え愛ネットワークの説明が以前、まち協とかであったんですけども、また新たに、新年度に対してこういった、今度は自治会とか班。自分らの地域で今度は班でやろうかなと思ってますけども、そういったまた説明とか申請の仕方とか、何かそういった説明会なんか予定されておられるんでしょうか。

○山本委員長 ボタンを押してください。

岩井センター長。

○岩井地域包括支援センター長 予算が通りましたら、一応、社協さんと一緒に、まちづくり協議会の役員ですとか自治会長さんに説明に回ったりをしようと思っています。書類申請の記入例とかもつくって、ちょっと説明に回ろうかと思っています。

○山本委員長 よろしいですか。

○足羽委員 はい。

○山本委員長 そのほかございますか。

ないようでしたら、次のページ、48ページ上段、生活困窮者自立支援事業について質疑ございますか。

久代安敏委員。

○久代委員 社協に委託される120万ですよ。実際、社協を会場に困り事相談も開催されています、月に1度ですかね。生活相談、困り事相談、これは家計相談ということですけども、大体、相談件数がどのくらいあるのかということと、先ほどの事業もですけども、支え愛もですけども、社協に委託されるということですけども、福祉保健課と連携をどのようにとっていくのかということも含めて説明をお願いします。

○山本委員長 片岡室長。

○片岡室長 最初に、困り事相談の件数でございますけども、ちょっと社協さん

の件数については確認させていただいて、後ほど報告させていただきたいと思います。

福祉保健課のほうで、この事業として相談があります件数は、29年度におきましては6件、生活に関する相談ということで受けております。社協さんとの連携でございますけども、ちょっと済みません、詳しいことを言ってしまうと守秘義務に抵触する可能性があるんですが、やはり困った相談ということになりますと、どうしても経済的なところが第一要因となってきておりまして、そこでいろいろお話を伺う中で、やはり、収入がどうなっていて支出が実際どうなっているかというところが一番最初に出てくる課題ということになっておりまして、今年度におきましても、社協さんはかねてから権利擁護の関係で通帳管理などの事業もやっておられたこともありまして、この生活困窮の相談におきましては、最初から相談の時点で、最初は福祉保健課のほうで受けるんですけども、途中から社協さんにも加わっていただいて、一緒に家計について3者で検討するというようなことをやっております。実際、29年度におきましても3件程度、社協さんにかかわっていただいたものがありますので、そういった形で引き続き連携をさせていただきたいと思っておりますけども、それが実態としましては、生活困窮事業でいいますと家計相談事業に当てはまりますので、今回は財源の確保等も含めまして、人1人配置していただいて本格的に家計相談ということで取り組んでいただくというつもりでおります。

○山本委員長 よろしいですか。

古都勝人委員。

○古都委員 委託されるということですけども、内容が非常にシークレットな部分があると思うんですけども、実際、社協でそういうことを担当されるのはどういった方が担当されるのか、固有名詞は結構ですので、事務員なのか、相談員っていうのがおってやられるのかということについて説明をしてください。

○山本委員長 片岡室長。

○片岡室長 生活困窮の制度におきまして家計相談をされる方というのは、一応、ざっくりこういった方が望ましいということで上げてありますが、社会福祉士の資格を持っておられる方でありましてか、銀行OBの方とか、税理士の資格を持っている方とか、それからフィナンシャルプランナーでしたか、そういった経

済的などところでいろいろ支援をすることを業としてやっておられる資格をお持ちの方ってというのが望ましいとなっております。社会福祉協議会の職員さんにおかれましても社会福祉士の資格などを持っておられますので、どなたかにやっていただくというような形になろうかと思えます。

○山本委員長 よろしいですか。

○古都委員 はい。

○山本委員長 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、下段、高齢者等タクシー助成事業について質疑ございますか。

久代安敏委員。

○久代委員 住民との議会の意見交換会の中で、施設入所の方がタクシーを利用される場合にどうなのかと、それも該当にしてほしいという意見がありました。いろんな施設があるわけですが、老健やら特養やら、今のグループホームとか。どのように申請段階できちっと判断基準が設けているのかという点についてお聞きします。

○山本委員長 梅林福祉保健課長。

○梅林福祉保健課長 平成29年度におきましては、施設入所者の方は対象から外させていただくということで対応してまいりました。先ほど御指摘ありましたように、住民の方からの御意見もあり、内部でも関係の企画課とも協議をしてきました。町長以下、協議をいたしまして、平成30年度におきましては、特に最初から施設入所者を除外するということはしないで、住所のある方、住民の方は対象にするという方向で現在検討しております。

○山本委員長 よろしいですか。

久代安敏委員。

○久代委員 現在検討しているということは、そういう方向で対象者とするという執行部の結論であるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○山本委員長 梅林福祉保健課長。

○梅林福祉保健課長 現在、協議の中ではその方向でするようにしております。今後、起案等しまして、そのように進めていきたいと考えております。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 実は恥ずかしい話で、自分も最近まで知らなかったんですけども、夜間になると予約をしておかないと使えないということになっておるようでございますが、チケット交付時にそういったようなことを広報しておられるのかどうか。先般、近所でこのチケットの話が出たときには、その方は承知しておられなくて、タクシーとハイヤーの違いもあるのかもわかりませんが、交付されるときに何らかのそういった、何時以降は事前予約が要するというようなことを周知されないと、高齢の方は、ほとんど地域の方は知っておられんと思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

○山本委員長 梅林福祉保健課長。

○梅林福祉保健課長 お出かけタクシーチケットということで、あまり夜間の使用を想定しておりませんので広報が不十分であったと思います。予約をして使ってくださいということはお伝えしているんですけども、夜間の対応等については、また事業者さんとも打ち合わせをしまして広報に努めたいと思います。

○山本委員長 よろしいですか。

○古都委員 はい。

○山本委員長 そのほかございますか。

足羽覚委員。

○足羽委員 昨年の3月の定例会でかなり議論をされたんですけども、このタクシーチケットで地域によって距離の格差があるということで、多分、大分議論されたわけですけども、その辺の検討はされたんでしょうか、お伺いします。

○山本委員長 梅林福祉保健課長。

○梅林福祉保健課長 担当課のほうにもいろいろな御意見をいただいております。今後についてどのようにするかということも、事業者さんと、それから企画課等含めて、定例の協議の中でも話し合いをしておりますが、平成30年度につきましては、同じやり方でもう1年施行というか継続するという方向ということですので、距離による見直しとか、いろいろな意見や案もいただいておりますけれども、30年度については29年度と同様ということで予定をしております。

○山本委員長 よろしいですか。

足羽覚委員。

○足羽委員 ちょっと先ほどの答弁では、議論というか話をされたいのがあんな

まり見えてこないような気がするんですけども。去年から実施されて、大体雰囲気を見たら、やっぱり遠い方というのは、ある程度チケットをためて一遍に使われるということで、近く、中心地域の方は頻繁に使われるというような、何となくそういうようなイメージでちょっと聞いておるんですけども、そういう使い方がいいのか悪いのかはちょっとわかりませんが、その辺どう思われますか。

○山本委員長 梅林福祉保健課長。

○梅林福祉保健課長 利用状況につきましては、地域別に集計をしたりですとか、その分析のほうは企画課のほうで担当してやっていたいんですけども、利用状況の地域差ですとか、それから、中心地域から遠方の方につきましては数回でなくなってしまうので、何ていいますか、安心して病院ですとか買い物ですとかに行くためには、金額的にも十分とはいえないということは聞いております。しかし、中にはこの制度をぜひこのまま継続してほしいといったような意見もありますので、2年間を継続して同じやり方でやって、その後検討するという事ですので、そのように進めたいと思っております。

○山本委員長 そのほかございますか。

ないようでしたら、続きまして、49ページ、高齢者いきがい促進事業から58ページ、生活保護扶助費まで説明を求めます。

片岡室長。

○片岡室長 失礼いたします。49ページから説明をさせていただきます。

49ページ上段、高齢者いきがい促進事業でございます。30年度218万6,000円、昨年と比較しまして7万9,000円の増となっております。こちらは長寿者の敬老訪問でありますとか、老人クラブ活動支援事業というところの事業を行っております。主な増加要因としましては、敬老記念品の増ということで、対象者の方がふえられたということで、その分を増額、上げさせていただいております。

下段でございます。老人福祉施設入所措置事業でございます。30年度1,144万8,000円、昨年と比較しまして163万2,000円の減となっております。こちらは養護老人ホームへの入所措置を行っている事業でございますけれども、県内に2つあり、皆生尚寿苑と中部の母来寮ということになります。こちらは、尚寿苑のほうの対象者の方が1名減となりまして4名となりましたので、

その分について減額をさせていただいております。

50ページでございます。介護保険事業、30年度2億1,872万6,000円、昨年と比較しまして3,714万8,000円の減となっております。こちらの介護保険事業につきましては、介護保険特別会計への町が負担する部分の給付額に相当する部分の繰り出し、そういったものが主な経費となっております。昨年と比較しまして、介護会計への繰り出しが1,940万の減、介護サービス会計への繰り出しが2,200万円の減などとなっております。

トピックスとしましては、(6)番に上げております介護福祉人材支度金ということで、こちらは30年度新規事業でございます。町内に居住し、日南福祉会に就職する正職員に支給としまして、4年間勤務すると返還を免除、介護人材育成奨学金との併給はないという制度設計をしております。100万円掛ける5人ということで予定をしております。詳しくは167ページのほうに新規事業説明資料として上げさせていただいております。

51ページ、高齢者自立支援事業でございます。30年度113万9,000円、昨年と比較しまして25万円の増となっております。こちらは高齢者ひとり暮らしの世帯でありますとか、高齢者のみの世帯を対象としまして、軽度生活援助等の支援を行って自立生活の安定と継続を図るということで、町のシルバー人材センターにサービス提供を委託して実施しております。

増額要因でございますけども、こちらにつきましては、(3)番の高齢者運転免許証自主返納タクシー券というところになるんですけども、29年度におきましては、タクシーチケットのところと一緒にありましたけども、ちょっといろいろ事務をする等々の上でわかりにくい部分もございまして、見える化というところで、こちらの事業のほうであえて再掲をさせていただいております、分離して上げさせていただいております。1万円掛ける25人ということで25万円が増額となっております。

下段でございます。高齢者生活福祉センター管理運営事務でございます。こちらは、かすみ荘の居住部門の管理運営事業ということで、日南福祉会に委託をしまして実施しているものでございます。居室数は、1人用が7室、2人用が4室ということで、利用定員が15名となっております。29年度から宿日直体制が2人になったりとかしまして、灯油代でありますとか、それから、灯油を給油し

ていただく管理部門の委託料でありますとか、そういった部分につきまして補正予算で対応をさせていただいているところなんですけども、30年度は当初から、これらを全て盛り込んだもので要求をさせていただいておりますので、30年度632万に対しまして、昨年度と比較しまして226万4,000円の増となっております。

52ページ、特別医療費助成事業でございます。30年度3,398万7,000円、昨年と比較しまして1万円の減となっております。こちらは特別医療の継続事業でございます、対象者等とともに大幅な動きがないということで、ほぼ同額を計上させていただいております。

それから、53ページ、児童手当支給事務でございます。30年度3,682万1,000円、比較しまして408万1,000円の減となっております。こちらは支給される児童の数の減少によりまして、減少分を反映させております。

続きまして、54ページ、母子父子福祉事務でございます。30年度2,571万6,000円、比較しまして16万5,000円の減となっております。こちらにも出産祝い金でありますとか、母子・父子の中学校卒業記念品でありますとか、大きなものとしましては、子育て世代就労支援、事業所内保育ということで、あかねの郷で実施していただいております事業所内保育おひさまの運営費の補助金でありますとかいうものとなっております。その他大きなものとしましては、助産施設・母子生活支援施設の入所措置費、それから児童扶養手当の支給ということになっております。

55ページ、地域子育て支援事業でございます。30年度3,297万1,000円、昨年と比較しまして10万3,000円の減となっております。こちらは子育ての全般に関しまして、地域子育て支援センターでありますとかファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、0歳児預かり保育といった事業を展開しております。いずれも日南町の社会福祉協議会に委託を行いまして実施を行っております。

ここで1カ所訂正をお願いさせていただきます。真ん中のほうに0歳児預かり保育事業分としまして、ゼロ歳児を育児してる家庭の育児と就業の両立を支援するため、預かり保育を行っているの横に342万5,000円と書いてありますけども、正しくは、その右上にあります325万1,000円が正しくて、ここ

は線を引っ張って削除してやっていただけたらと思います。申しわけございません。

それから、主な執行経費としましては、一番下のほうにありますぼちの在宅育児世帯サポート事業ということで、29年度から始めました、ゼロ歳児の赤ちゃんがいる世帯に月3万円、それから、1歳以上、4歳の誕生日の前月までということで3万円、ゼロ歳児につきましては県の補助もあります、1歳以降、4歳の誕生日までの分については単町で行っている事業でございます。昨年と同額の780万を計上させていただいております。

それでは、56ページは財源の一覧表を上げておりますので、ごらんいただけたらと思います。

57ページ、生活保護総務費、30年度1,834万8,000円、比較しまして285万4,000円となっております。こちらは生活保護の扶助費ではない部分、事務でありますとか職員の給与でありますとか、そういった部分の事業部分になっております。

主な執行経費としましては、嘱託医の報酬、精神科、歯科医師への報酬でありますとか職員の給与などとなっております。

主な減額要因としましては、昨年度は生活保護のレセプト管理システムの改修ということで予定をしてたんですけども、それが終わりました、30年度はその改修がありませんので、その分が減額となっております。

民生費の最後になります。58ページ、生活保護扶助費でございます。30年度6,829万5,000円、昨年と比較しまして7万2,000円の増ということで、例年と同額程度を見込ませていただいております。以上です。

○山本委員長 ただいま説明をしていただきました。

まず最初に、49ページ上段、高齢者いきがい促進事業について質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

下段、老人福祉施設入所措置事業について質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

次のページ、50ページ、介護保険事業について質疑ございますか。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）

めくっていただいて、51ページ上段、高齢者自立支援事業について質疑ござ

いますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

下段、高齢者生活福祉センター管理運営事務につきまして質疑ございますか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 おおくさ荘の管理運営についてです。昨年春の段階でおおくさ荘の施設に大規模改修か建てかえかの検討が必要であるという……（「かすみ荘」と呼ぶ者あり）かすみ荘だ、申しわけありません、かすみ荘。大規模改修か建てかえの検討が必要であるという認識を持っておられたわけで、約1年が経過しようとしています。議論、検討の中には、日南福祉会の運営なり、それから施設の統合とかということも考えておるといふ、それも含めた協議を検討するということであったわけですが、30年度、施設改修もせず、またこのまま1年を経過していくのかというふうにも見てとれるわけでありまして、方針をどのように決定をされ、いつごろ決定をされて前に進まれるのか、説明をいただきたいと思っております。

特に暖房設備、水回り、例えばふすまのたてつけ等、非常に設備が、使い勝手が悪い、不便なところがあるわけですが、そういったところの補修も全くせずに30年度を過ぎられるという予算なんですけれども、少なくとも日常生活、運営に不便なところの小規模改修というのは必要ではないかと思っておりますけれども、その辺も含めて説明をお願いします。

○山本委員長 梅林福祉保健課長。

○梅林福祉保健課長 高齢者生活福祉センターかすみ荘につきましては、いろいろとふぐあいが生じておりまして改修の必要性は認識してるところでございます。現在、職員さんの不足からデイサービスの集約化がぜひ必要であるという方向では一致をしております、現在どのような形で、あかねの郷のデイサービスをやや拡張して、そちらで対応するようにしてはどうかというふうな、デイサービスについてはそのような方向で検討しております。ただ、この4月に報酬改定が示されますので、それを踏まえたり、また、大規模になると減収になる可能性等もありますので、そういったところも見きわめながら、福祉会さんとしての方針を出してこられると思っておりますので、一緒に考えていきたいと思っております。平成30年度につきましては、まだ設計等の予算計上には至っておりません。

それからまた、現在のかすみ荘のふぐあいにつきましてですが、暖房につきま

しては、この冬はファンヒーターを持ち込んでいただきまして、灯油代を助成して過ごしていただくということで何とか冬を乗り切っていただきました。今年度も同様にすることになると考えております。水につきましては、建設課のほうにもお願いしまして、着色の理由等も調べてみていただいたりしたところですが、水量が少ない折になるのかもしれないというようなことがありまして、よいときもあるということですので、もう少し様子を見ながら原因を精査していくということで対応していきたいと思っております。また、たてつけ等の小修繕につきましては、できる限り対応していきたいと考えております。

○山本委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 デイサービスについては、あかねの郷の拡充という方向で示されておりますけども、いわゆる居住部門あたりについても早急に方針を出されて対応を進められないと、公共施設等総合管理計画等の絡みもあるということが一つと、やっぱり町の施設としてあれだけふぐあいがいい施設、老朽化して修繕がされない施設というのも非常によくないと思うわけですが、その辺も含めて、早急に方針を決定されて次のステップに進んでいただきたいと考えます。

○山本委員長 梅林福祉保健課長。

○梅林福祉保健課長 御指摘のとおりだと思いますので、急いで対応したいと思います。

○山本委員長 そのほかございますか。

そうしますと、52ページ、特別医療費助成事業について質疑ございますか。

めくっていただいて、53ページ、児童手当支給事務について質疑ございますか。

次のページ、54ページ、母子父子福祉事務について質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

めくっていただいて、55ページ、地域子育て支援事業について質疑ございますか。よろしいですか。

そうしますと、めくっていただいて、57ページ、生活保護総務費について質疑ございますか。

久代安敏委員。

○久代委員 扶助費のほうです。ごめん、次のページ。

○山本委員長 次のページ。じゃあ、ちょっといいですか、確認をしてから次に
行きたいと思いますので、よろしいですか。

57ページはよろしいですか。

では、58ページ、生活保護扶助費について質疑をお願いします。

久代安敏委員。

○久代委員 政府はことし10月から3年間、生活扶助費を引き下げると、5%
いうことになってますが、主に都会と家族の多い世帯が対象となるようなこと
になっていますが、今年度の扶助費、10月から施行するということですが、
どのように見込んでおられるのか、お聞きします。

○山本委員長 片岡室長。

○片岡室長 春の大規模改正の情報につきましては、再来週あたりに鳥取県のほ
うからも説明会が予定されているところとなっております、私が向かいまして
説明を聞いて帰ろうと思いますけども、その内容が、先ほど言われましたように、
都会のほうの級地といいますか、そういった国が定めた各地域ごとに生活保護の
基準のランクがあるんですけども、平成の大合併などで小さい町から大きな市に
なってしまったとか、そういったところでの級地の格差、そういったところが出
てくるということが問題だというようなところに視点を向けて見直しを行って
いこうということだったと思います。日南町におきましてはそういった合併もあ
りませんので、特に今のところ大幅な減額っていうことは想定はしておりませ
んので、予算としましては例年どおりの額でひとまず計上させていただいており
ます。

○山本委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

ないようでしたら、ここで暫時休憩といたします。再開は10時20分からと
いたします。

[休 憩]

○山本委員長 会議を再開します。

59ページ、健康福祉センター管理運営事務から65ページ、病院運営事業ま
で説明を求めます。

梅林福祉保健課長。

○梅林福祉保健課長 59ページの健康福祉センター管理運営事務でございます。本年度予算額が3,392万3,000円で、109万7,000円の増となっております。これは健康福祉センターの管理運営を行うものでございますが、主な執行経費は職員給与等と、それから施設維持の消耗品等の需用費、それから嘱託職員の賃金、それから施設管理の委託料等となっております。前年より増加した要因としましては、公用車7台のうち、去年は1台車検だったんですけど、30年度は5台が車検を受けることとなりますので、その代行手数料、自賠責、修繕料等を増額と見込んでおります。

主な財源としましては、学生実習の指導料が鳥取大学医学部保健学科と、それから、30年度から、新設されました鳥取看護大学からの実習生が来ますので、その分が増額となっております。

続いて、60ページの予防衛生一般事業です。本年度事業費が1,909万9,000円で、前年比177万3,000円の減となっております。この事業は予防接種と狂犬病予防接種を行うものです。

まず、予防接種につきましては、定期の予防接種・A類の13種類のものと、主に子供さんに対する予防接種です。定期の予防接種・Bにつきましては、高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌等の予防接種を行うものです。また、3番目の任意の予防接種としましては、平成29年度から助成を始めております、法定接種以外の、高齢者以外の若い方のインフルエンザワクチンの助成ですとか、風疹、ロタウイルス、おたふくかぜ、B型肝炎等の法定外の任意接種について助成を行っております。

主な執行経費としましては、予防接種医療機関委託料が主なものでございます。ほかに予防接種助成金の補助が主なものとなっております。前年と比べて減額となっておりますのは、対象者の減少と実績見込み減に伴い減額をしております。それから財源につきましては、国保会計からの繰入金とこどもゆめ基金からの繰入金等としております。

また、狂犬病予防接種につきましては、主な執行経費は、備品とか、それから所有者のいない猫に対する手術の助成費用等を計上しております。

続きまして、61ページです。がん検診事業です。本年度予算額が1,032万3,000円で、前年と比較しまして91万円の増となっております。主な要

因は、胃がん検診の内視鏡検査を新規事業として取り組むこととしております。それにつきましては、新規事業の説明資料の168ページに詳細を記載しておりますが、集団検診でのバリウム検査に加えまして、医療機関での内視鏡検査が受けられるように、選択できる方法を広げたいということで実施予定としております。委託医療機関は、西伯病院と江尾診療所を予定をしております。予算としましては、内視鏡検査の委託料を50人分で60万円、また画像の読影の医師の報償費につきまして4万円、あと、検診受診票の印刷代は2万円等となっております。

がん検診事業全体につきましては、集団検診を昨年同様6.5日間、年9回を実施する予定としております。セット検診としまして、休日検診は土曜、日曜、2日間を設けたいと思っております。それから、特に働き盛り世代の方の受診勧奨に力を入れて取り組みたいと考えております。また、地区保健委員さんや協会けんぽの皆さんと連携して実施していきたいと考えております。

主な執行経費は、検診の委託料と、それから新たなものとしましては、画像を見ていただく医師の報償費が新たに加わっております。本年度も検診の自己負担金は無料として取り組みをしたいと思っております。受診勧奨に努めたいと思っております。

続きまして、62ページの母子健診相談指導事業でございます。728万7,000円で、前年と比較しまして69万4,000円の減となっております。この主な要因は対象者の減少と見込み数の減少でございます。

事業内容としましては、主に母子保健法、発達障害者支援法、子ども・子育て支援法に基づいて事業実施するものですが、乳幼児健診、それから乳幼児健診以外の教室事業や受診券の助成、それからまた歯科保健事業、家庭訪問等を実施してまいります。それから3番目に、母子健診相談事業との連携事業ということで、子育て支援、発達支援、児童虐待等の関係者と密接に連携をとりながら、取り組みを進めたいと考えております。

主な執行経費につきましては、委託料が296万1,000円、それから報償費、健診の医師報償費、育児教室の講師の報償費等で151万8,000円等が主なものとなっております。財源につきましては、こどもゆめ基金の繰入金とか過疎地域自立促進特別事業債、また、各種補助金を活用して実施したいと考えております。

63ページです。健康増進事業、本年度予算額が195万円、比較としまして1万1,000円の減となっております。これは、にこにこ健康にちなみ21の健康づくり計画に基づきまして、地域の健康課題解決に向けて健康づくりを推進していきたいと思っております。また、自死対策事業としまして、ネットワークを組んで進めてまいりたいと思っております。

新しいこととしましては、自殺対策基本法の改正によりまして、都道府県も市町村も計画策定が義務化をされております。平成30年度は計画策定をするように予定をしております。策定委員会を2回程度開催したいと考えております。

それから食育推進事業です。食育推進地区活動としまして、食育基本法に基づいて実施をしていきたいと考えております。こちらでも食育基本法により、平成30年度には日南町食育推進計画を策定することとなっております。食育推進員さんや関係の方々の協力をいただきまして計画を策定していきたいと考えております。それから親子の食育体験、食育推進員の研修会等を進めてまいります。

また、健康増進事業につきましては、法定のものに基づきまして健康手帳の交付、健康診査事業の推進、それから健康教育の実施、健康相談の実施、機能訓練事業の実施、訪問指導等に取り組んでまいります。

主な執行経費としましては、各種教室等に係る教材費、消耗品等が46万7,000円、また食育推進計画、自殺対策計画策定委員会を行いたいと思っておりますので、報償費を35万7,000円を計上しております。

それから、65ページをごらんください。病院運営事業です。本年度予算額が3億6,650万2,000円、前年と比較しまして4,079万5,000円の増です。これは日南病院運営に係る補助及び負担金です。補助金につきましては収益的経費補助金ということで、自治体病院県費補助金のトンネル分でございます。病院の本館建設に係る企業債借入金利息の2分の1ということで249万9,000円を計上しております。また病院会計負担金ということで、日南病院事業会計負担金です。内訳を記しておりませんが、普通交付税が1億5,206万5,000円、特別交付税が1億4,029万3,000円、それから地域再生病院基金繰入金が6,316万円、石見東太陽光発電の売電収入が784万5,000円、以上、合わせまして3億6,336万3,000円となっております。また、日南町地域医療総合確保基金、地域医療総合確保基金の利子積立金としま

して、29年度に新設されました積立金8億円の利子を積み立てるものとして64万円を計上しております。

財源としましては、地域医療総合確保基金繰入金6,316万円、それから自治体病院の補助金249万9,000円、売電収入784万5,000円、利子収入64万円となっております。以上です。

○山本委員長 ただいま説明をしていただきました。

まず、59ページ、健康福祉センター管理運営事務について質疑ございますか。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）

60ページ、予防衛生一般事業について質疑ございますか。

61ページ、がん検診事業について質疑ございますか。

62ページ、母子健診相談指導事業について質疑ございますか。

めくっていただいて、63ページ、健康増進事業について質疑ございますか。久代安敏委員。

○久代委員 自死対策事業です。自殺対策の計画をことし策定されるということで、年平均2人の自死があるということで、いろいろ心の悩みの相談件数がふえてるということも事業の中に書いておられますけども、どういう状況なのかということ、相談される人の状況を説明を求めたいと思いますが、どうでしょうか。

○山本委員長 梅林福祉保健課長。

○梅林福祉保健課長 日常的な相談業務もありますが、特に曜日を設定して設けております相談日は、年5回、県の精神保健福祉センターから原田所長に来ていただきまして、相談日を半日、5回設けております。そちらのほうには大体、三、四件ぐらいの、毎回相談があります。相談年齢も幅広く、若い方から高齢の方までいらっしゃいます。いろいろな原因による、外に出にくい方の相談ですとか、それからまた職場復帰に関する問題ですとか、また、職域のほうから社会復帰についての御相談があったりとか、幅広く相談をいただいております。今回の計画策定につきましては、かねてから取り組んでおります、平成17年から取り組んでおります関係機関のネットワーク事業等を実施しておりますので、そういった現在の取り組みの中から体系化して行って、計画を策定していきたいと考えております。

○山本委員長 よろしいですか。

大西保委員。

○大西委員 1つお尋ねしたいのは、健康教育でいきいき健康体操教室あります。これは私自身が認識不足で、介護予防の、介護保険から出てたのかなと思ったんですけども、これは国保会計ですか、ちょっとその確認なんです。

○山本委員長 これ何ページ。

○大西委員 64ページの上。

○山本委員長 64ページの上段。

○大西委員 の2行目。

○山本委員長 ああ、いきいき健康体操。

○大西委員 国保会計、介護予防かなと思ったんですけど。

○山本委員長 梅林福祉保健課長。

○梅林福祉保健課長 同じような名称の事業がたくさんありまして、わかりにくく申しわけございません。こちらのいきいき健康体操教室といいますのは健康福祉センターを会場に実施しております教室でございまして、全町を対象に健康福祉センターに集まっていたいて実施しているものです。これは生活習慣病予防という観点から、国保会計から経費のほうは支出していただいております。

高齢者の方に集まっていたいております介護予防事業は、介護保険会計のほうの地域支援事業のほうから支出をしております。

○山本委員長 そのほかございますか。

荒木博委員。

○荒木委員 けさの新聞だと思いますが、ひきこもりの町村別の載っております。日南町、たしか少なかったように思いますが、正確な数はどなたが算定というか、その報告されたんでしょうか。

○山本委員長 梅林福祉保健課長。

○梅林福祉保健課長 けさ記事に出ていたということでございました。ひきこもりと申しましてもいろいろな定義がございまして、診断名がついている方は入れないという統計があったりとか、あったとしても外出する機会が少なかったら計上するというようなことがありまして、その調査によって定義を確認しながら実施しないといけないと思っておりますが、福祉保健課のほうでいろいろな相談関係とか、障がい福祉の関係ですとか、保健師の活動とか、地域包括支援センター

の活動ですとか、福祉事務所とか、いろいろな部署で把握に努めております。なかなか相談に上がってこないケースもあるかと思imasるので、全てがきちんと把握できているかというところ、ちょっと十分でないところもあるかと思imasすけれども、そういった関係機関の知る限りで集計をしております。

○山本委員長 荒木博委員。

○荒木委員 一番多いのが江府町か何かで35名とかいう数字が出て……（「10名」と呼ぶ者あり）10名だったかいな。（「25」と呼ぶ者あり）25ですか。ですから私は、もうちょっと日南町でも、高齢者の方のひきこもりがもう少し数が上がるんじゃないかと思imasんですが、その点はどうでしょうか。

○山本委員長 梅林福祉保健課長。

○梅林福祉保健課長 定義といいますか、どこの範囲を対象とするかというところは難しいところがあるかと思imasすけれども、高齢者の方につきましても、地域包括センターが中心になりましたり、それからまた、病院とか福祉会さんとのネットワークの中で、なるべく見落としがないようにということで情報共有はしているところがございます。地域包括支援センターでは数年に1回、全高齢者の方を対象とした体調をお尋ねするような調査を実施してたりしますので、そういったことから全数把握に努めているところですが、最も把握が難しいのは回答がない方にこそ注意が必要というところがありまして、そういったことも視野に入れながら、注意深く訪問したりですとかいった形で把握をしていきたいと思imasしております。

○山本委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

ないようでしたら、めくっていただいて、65ページ、病院運営事業について質疑ございますか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 病院事業会計のほうの方がわかりやすいのかもしれませんが、病院事業への負担金のうち、財源として、昨年12月に創設した基金から6,300万ということなんですが、これの算出根拠は昨年12月に示された、いわゆる特別交付税を満額算定に入れてもらうために、2割部分を一般会計から積み増しで出すことによって特別交付税の算定基準を引き上げるということだったんですが、

それだけなのか、医療政策的なしんしゃくがされておるのか、伺います。

○山本委員長 梅林福祉保健課長。

○梅林福祉保健課長 政策的なしんしゃくが加えられているかの点について、済みません、ちょっと今把握しておりませんで、確認させていただきたいと思えます。申しわけございません。

○山本委員長 よろしいですか。（発言する者あり）病院で、はい。

そのほかございますか。

ないようでしたら、一般会計については以上で終了いたします。

○古都委員 全体で。

○山本委員長 一般会計全体ということですか。特別会計聞いてからではだめですかね。よろしいですか。

○古都委員 はい。

○山本委員長 そうしますと、一般会計は終了いたしまして、特別会計2つありますので、全体については特別会計2つが終わってからということをお願いをします。

まず最初に、介護保険特別会計、133ページから149ページについて説明を求めます。

長崎室長。

○長崎室長 介護保険特別会計について御説明いたします。

まず、133ページ、総務管理費でございます。一般管理事務といたしまして3,189万5,000円、前年度比349万5,000円の増でございます。職員3名の人件費、それから事務経費、委託料等を計上しております。増額の要因といたしましては、現行の介護保険システムの切りかえを予定しておりまして、その切りかえ委託料約700万円が含まれております。国保連合会委託事務でございますが、219万7,000円で前年度比97万4,000円の減でございます。これは国保連合会への事務経費を委託料として計上をしております。

下段、賦課徴収事務でございます。本年度22万1,000円で前年度同額でございます。賦課徴収に要する事務費といたしまして、通信料、郵券料を計上しております。

続きまして、134ページ、介護認定審査会費でございます。介護認定審査会

事務といたしまして、本年度239万2,000円、42万5,000円の増でございます。要介護認定審査会業務を西部広域行政管理組合に委託しております。その負担金として計上をしております。介護認定等調査事務41万円、前年度比21万2,000円の減でございます。これは事務的経費でございますけども、遠隔地における調査委託料でございますとか、通信運搬費、需用費等の事務経費でございます。

下段の介護保険事業計画進行管理事務でございます。本年度14万1,000円で3万2,000円の減でございます。29年度におきましては、第7期の介護保険事業計画の策定ということで、3回の会議を開催して御協議いただきました。30年度におきましては、計画の進行管理ということで、年2回の開催を予定しております。

135ページ、保険給付費でございます。保険給付費におきましては、全般的にですけども、29年度の決算見込み額、それから、策定中の第7期計画の推計値に基づきまして試算し、計上をしております。介護サービス等諸費におきましては、合計で7億7,494万円、前年度比で3,891万円の減となっております。大きな増減といたしましては、下から2番目の地域密着型介護サービス給付費でございますけども、こちらが4,242万円の減としております。これは29年度に認知症グループホームの休止がございましたので、サービス料の減少を見込んで減額としております。

続いて、136ページ、審査支払い事務でございます。本年度112万4,000円で12万4,000円の増としております。国保連合会への委託手数料として計上をしております。

下段、高額介護サービス等費でございます。合計で2,120万円、前年度比100万円の減でございます。介護サービス利用者の一部負担金が一定限度額を超えた場合の償還払いとして計上をしております。

続いて、137ページ、特定入所者介護サービス等費でございます。合計といたしまして6,503万1,000円、前年度比といたしまして383万9,000円の減でございます。これは低所得者に対します食費、居住費の負担軽減を行うものとして計上をさせていただいております。

続きまして、138ページ、介護予防サービス等諸費でございます。本年度合

計といたしまして1, 517万1, 000円、比較といたしまして1, 289万4, 000円の減でございます。予防給付といたしまして、要支援者への給付でございます。大きな増減といたしましては、一番上の介護予防サービス給付費950万7, 000円の減としておりますが、これは予防給付におきます訪問サービス、通所サービスが地域支援事業へ移行したものでございます。

続きまして、139ページでございます。高額医療合算介護サービス等費でございます。合計といたしまして360万円、前年度比といたしまして100万円の減でございます。介護保険と医療保険の合算部分で限度額を超えた部分を払い戻すものでございます。

保険給付費は以上でございます。説明を交代いたします。

○山本委員長 岩井センター長。

○岩井地域包括支援センター長 地域支援事業について説明させていただきます。

介護予防ケアマネジメント事業費です。合計が6, 186万4, 000円、前年度比較235万8, 000円の増です。内訳の大きなものとしましては、上から2番目の通所型サービス事業が284万1, 000円の増となっております。この通所型サービス事業は、下の説明の②番のところで、まず、要支援1、要支援2、事業対象者と認定された方が福社会さんのデイサービスのほうを利用されるのが、一番上に書いてある新地域支援事業における現行相当の通所介護サービスです。これが240万の増を見込んでおります。2番目の新地域支援事業における住民主体による通所型サービスBが、地域の中で週1回集まっておられるものを通所型サービスBというところなんです。65万円の増を見込んでおります。減額のところが、介護予防ケアマネジメント事業が58万3, 000円の減額を見込んでいます。これは介護予防ケアマネジメント事業の委託料自体はふえております。前年度に比較して67万円程度の増ですが、人件費のところの減額により減額というふうになっております。

続きまして、142ページです。一般介護予防事業費です。合計が994万円、前年度比較で53万2, 000円の減となっております。大きなものは地域介護予防活動支援事業です。ここの③に、下に書いてあります地域介護予防活動支援事業で、負担金補助及び交付金で、こちらは1カ月に1回から3回の集まりをしておられるところへの負担金補助ですが、ここは回数が減っていくというふうに見

込んでおりますので、減としております。もう一つ減のところは、上から2番目の介護予防普及啓発事業が16万5,000円の減です。これは、平成29年度はいきいき百歳体操のDVD作成を委託料としていましたが、平成30年度はないというところで減となっています。この介護予防普及啓発事業ですが、予算には反映をされていませんが、介護予防普及啓発事業として取り組んできましたまめな会を、平成29年度、30年3月末で終了したいと考えています。さきに説明しました通所型サービスB、住民主体通所型サービスと、ここでありました住民集いの場の開催がふえ、社会参加の場が充実したこと、体操の実地や会場で高齢者自身による血圧測定など、体調管理の自己普及も普及したことによります。また、まめな会では、職員による1対1の健康相談ができてよかったという声も聞いておりますので、今後は住民の集いへの出前講座隊の派遣回数を、今までは3回までとしていましたが6回までにふやして対応していくこととしています。

続きまして、144ページです。任意事業費です。合計が、本年度が1,145万2,000円、前年度比較で68万9,000円の増となっています。大きなものは、上から3番目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業が70万1,000円の増となっています。これは、事業説明の3番目に書いてあります包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の中で、人件費のところが大きく増となっています。以上です。

次が、146ページです。地域ケア会議推進事業費です。本年度合計が510万6,000円、前年度比較が137万4,000円の減となっています。大きな変わったところは、一番上の在宅医療・介護連携推進事業が172万8,000円の減となっています。これは、平成27年度から日南病院に委託し、医療介護連携推進員の配置により事業の実施を目指していましたが、応募がなく配置ができていませんでした。そのため賃金の減額です。ただ、この事業は30年度からは必須事業となりますので、人の確保ができれば補正予算で計上したいと考えております。以上です、私は。

○山本委員長 長崎室長。

○長崎室長 続きまして、148ページ、公債費償還事務でございます。本年度5万円、前年度同額を計上しております。これは、一時借りに係る利子償還でございます。

下段、保険料還付事務でございます。本年度30万円といたしまして、10万円の減でございます。過年度賦課に係る介護保険料の還付のための計上でございます。

続いて、149ページ、国庫支出金過年度分返還事務。本年度1,600万円、600万円の増としております。過年度分の国庫、県支出金等の返還でございますけれども、国庫支出金が追加交付とならないように、毎年度多目に交付されます。その翌年度の返還が見込まれますので、増額として計上をさせていただいております。

下段、介護給付費準備基金積立金でございます。本年度6万2,000円、4,000円の減でございます。介護給付費準備基金からの預金利息の積み立てとして計上をいたしております。介護保険特別会計については以上でございます。

○山本委員長 ただいま説明をしていただきました。

質疑を受けたいと思います。

133ページ上段、国保連合会委託事務、一般管理事務について質疑ございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

下段、賦課徴収事務について質疑ございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

次、134ページ、介護認定審査会事務、介護認定等調査事務について質疑ございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

下段、介護保険事業計画進行管理事務について質疑ございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

めくっていただいて、135ページ、介護サービス等諸費について質疑ございますでしょうか。

久代安敏委員。

○久代委員 それぞれの介護サービスの給付費が出ていますが、とりわけさつき説明もありましたけれども、地域密着型のサービス給付費が4,200万と大幅に減額になっている理由は虹の郷のことも言われました。全体として、虹の郷やあさひの郷の閉鎖ですよ。ちょっと資料としてお願いしたいのは、要介護認定の数、介護ごとの、要支援から要介護5までの。それと、施設の利用の数。できればそれぞれ10の介護サービスがあるわけだけでも、その見込み額ですよ。

常に毎月資料としてつくっておられると思いますので、利用実態、認定実態を出していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。今、答えられればですけども、どうでしょうか。

○山本委員長 かなりの数字になると思いますので、資料のほう提出でよろしいですかね。（「よろしいです」と呼ぶ者あり）では、そのように取り扱っていただきたいと思います。

そのほかございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

そうしますと、136ページ上段、審査支払い事務について質疑ございますでしょうか。

下段、高額介護サービス等費について質疑ございますでしょうか。

めくっていただいて、137ページ、特定入所者介護サービス等費について質疑ございますでしょうか。

次のページ、138ページ、介護予防サービス等諸費について質疑ございますでしょうか。

めくっていただきまして、139ページ、高額医療合算介護サービス等費について質疑ございますでしょうか。

140ページ、介護予防・生活支援サービス事業費について、これは140ページから141ページまで、質疑ございますでしょうか。

久代安敏委員。

○久代委員 140ページの③の生活支援サービスの事業費です。これ、新地域支援事業における見守りサービスということですけども、実際にどの地域で、どのようになっているのかということをお教えください。

○山本委員長 岩井センター長。

○岩井地域包括支援センター長 これは要支援1、要支援2、事業対象者の認定を持っておられる方で、定期的な見守りが必要というところをケアプランで立てていただいて、実際は配食サービス等をされている事業所と契約をして、週に1回から2回お弁当を届けて、玄関に置いておくだけではなく、本人さんと会っていただくというような形での見守りサービスとなっています。平成29年度は、1月段階で実人数が3名で、延べが24回の利用となっております。地域はちょっとばらばらといますか、その利用者さんごとというふうになっています。

○山本委員長 よろしいですか。久代委員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そのほかございますか。

ないようでしたら、次に移ります。142ページから143ページ、一般介護予防事業費について質疑ございますでしょうか。

続きまして、めくっていただいて、144ページから145ページ、包括支援事業・任意事業について質疑ございますでしょうか。

そうしますとめくっていただきまして、146ページから147ページ、包括支援事業、社会保障充実分ということで質疑ございますでしょうか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 説明のありました1番の在宅医療・介護連携推進事業ですけれども、昨年から計画されたけども人員確保ができなかったということなんです、30年度から必須事業だと言われましたけども、これ必須事業っていう解釈ですが、しなければなくてもいいということなんです、人材がおらなければなくてもいいということなんです。あわせて、日南病院が本当に経営の中で今の陣容でできないことなのか、新たな人材がおらなければできないことなのか、その辺も含めて説明をお願いします。

○山本委員長 梅林福祉保健課長。

○梅林福祉保健課長 医療介護連携推進員の配置ということが必須事業として30年度から動き始めます。必須事業と位置づけられますが、人がいない場合はどうなるかということですが、罰則まではないと思いますけれど、兼任で配置するか、何らかの町としての体制を整える必要があると思います。29年度までは医療連携なので、日南病院に籍を置いて、関係の連携をとっていただくのがいいのではないかという方向で進めておりましたけれども、ですが、病院のほうで人材確保をいろいろ進めておられまして、介護支援専門員等を確保されるような見通しもあると聞いております。ですので、その配置は病院ということではなく、健康福祉センター内でもよいのではないかということで、ことしは協議を進めております。ですが、設置できる職種に制限がございまして、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師ぐらいでしたっけ、というような制限がございまして、そういった職種の確保ができるように努めてまいりたいと思って

おります。

○山本委員長 そのほかございますか。

ないようでしたら、148ページ上段、公債費償還事務について質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

下段、保険料還付事務について質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

149ページ上段、国県支出金過年度分返還事務について質疑ございますでしょうか。

下段、介護給付費準備基金積立金について質疑ございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、続きまして、介護サービス事業特別会計について説明を求めます。150ページから152ページです。

長崎室長。

○長崎室長 それでは、介護サービス事業特別会計について御説明いたします。

150ページ、居宅介護事業でございます。本年度1,436万9,000円、前年度比1,827万1,000円の減としております。これは、あかねの郷等の修繕工事、備品購入などを行うものでございます。減額の要因といたしましては、29年度は工事請負費等も計上しておりましたが、30年度は工事については計上はございません。備品購入といたしまして、あかねの郷の車椅子6台の更新、それから運動支援システム、これは新規でございますけども、特化型デイサービスに設置をいたしまして、体の動きや音声に反応したセンサーを利用して脳トレとか運動を行うプログラムでございます。これの導入を予定しております。それから、あかねの郷の厨房機器、スチームコンベクションオーブン、電気温湿蔵庫、真空包装機、それぞれ1台の更新を予定しております。それから、冒頭、課長からも説明がありましたが、介護リフトを新規といたしまして4台の設置を予定しております。職員の腰痛予防、負担軽減を図り、離職防止につなげるということと、シート面で支えることにより、利用者様の負担軽減を図るということを目的としております。

続きまして、151ページ、居宅介護支援事業でございます。本年度949万2,000円、78万5,000円の減でございます。こちらは地域包括支援センターにおいて支援する介護予防サービス計画の立案、事後評価に係る費用とい

たしまして、人件費1名分と業務委託料等を計上をいたしております。

続いて、152ページ、公債費償還事務費でございます。本年度6,776万4,000円、1,781万5,000円の減でございます。あかねの郷建設及び改修のための費用、また備品購入等のために借り入れした過疎債、介護サービス債の元利償還金でございます。29年度で一部償還が終わったものがございますので、前年度比として減額となっております。財源といたしましては、日南福祉会の負担金等を予定しております。

介護サービス事業特別会計は以上でございます。

○山本委員長 そういたしますと、介護サービス事業特別会計につきましては、一括で質疑を受けたいと思います。質疑に当たっては、ページ数を示していただいて質疑をしていただきたいと思います。質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そういたしますと、福祉保健課につきましては全て聞き取りを終わったところでございますが、全体を通しまして質疑ございますでしょうか。

古都勝人委員。

○古都委員 一般会計のほうが主なところなんですけども。（「ページ数を」と呼ぶ者あり）ページ数ありません。福祉保健課では、民生委員さんの関係も担当しとられますが、内容的には一般会計、民生委員さんがよく知っておられれば、現場でこういう状況ではこういう制度があるというような紹介もできるのではないかと思います。そこら辺、連携はどのようになっておりますでしょうか。全体について伺います。

○山本委員長 梅林福祉保健課長。

○梅林福祉保健課長 民生委員さんにつきましては、毎月定例会を設けておりますし、また研修会等にも参加していただいております。その折に知っておいていただきたい新たな事業についてですとか、それから諸制度については御案内をして周知に努めているところでございます。特に、年度初めにおきましては、職員の紹介等と、それから新たな事業についての紹介などをする会を1回設けておりますので、そういったときを初めとして、時期に応じた必要な啓発をしていきたいと思っております。

○山本委員長 そのほかございますか。

久代安敏委員。

○久代委員 一般会計の51ページのかすみ荘のことです。同僚委員からも施設整備、新年度に出ていないということで発言がありました。施設の統合とかいう日南福社会の介護職員の需要はあるにしても、やっぱり当面急がれる施設改修はきちっとされないと、やっぱりデイサービスの方もおられるし、入居者もおられる。それから職員の環境としても、働く、やっぱり新しくできた施設と比べても一目瞭然で、改修が急がれるということは、さきに現地調査をした段階で委員としてもそういう認識であるところですよ。あかねの郷のデイも増床というふうな話もある中で、やっぱりきちっと調査されて、今ある施設を有効活用していくということはとても急がれるというふうに思います。ホームヘルプサービスの拠点にもなっているわけですから、そういう働く人の皆さんの職場環境のことも含めて、入居者はもとより。やっぱり緊急に調査されて、今すぐにでも調査されて、現実に福祉保健課の職員さんも聞いておられるので、早急にやっぱり対応すべきだというふうに思いますが、重ねてお聞きします。

○山本委員長 梅林福祉保健課長。

○梅林福祉保健課長 今後のデイサービスセンターの整備について、それからまた高齢者の住まいをどうするかについて、それからヘルパーさんの拠点としても機能もありますので、そういったところを今後どのようにするかということも福祉会さんとも協議を重ねていきまして、早急に対応をしていくようにしたいと思います。今の方向ですと、大規模改修は見合わせるといったような方針がありますので、実際に職員さんや利用者の方が困られることがないように、早急に話し合いをしていきたいと思っております。

○山本委員長 久代安敏委員。

○久代委員 別のことですが、福祉保健課全体の中で、今の虹の郷のこととあさひの郷のことです。使用料のことはちょっともう一度確認したいと思えますけども、NPO法人が運営されるについては、負担は求めないということなのか、施設の使用料を一定徴収するのか。その点について再度確認をしておきたいし、それからあさひの郷の償還期限が過疎債の関係で改修ができないということが一番の理由だったわけだけども、将来この障がい者のグループホームと高齢者の有料住宅っていうことで、本会議でも聞きましたけども、あさひと虹を将来また入

れかえるようなことがあるのかどうなのか。そういうことについて法人側ともきちっと話ができているのかどうなのかということをお聞きします。

○山本委員長 梅林福祉保健課長。

○梅林福祉保健課長 グループホーム虹の郷、あさひの郷の入れかえといいますか、虹の郷を町が借り受けることについてでございます。虹の郷のほうを町が借り受けまして、新たなNPO法人さんにまたお貸しして、障がい者のグループホーム等を運営をしていただく計画としております。それでNPO法人の負担を求めらるかどうかにつきましては、今、協議を進めているところでございますが、今の試算では1人当たりの単価を決めて、その分を使用料としていただくというような形はどうかということで協議を進めております。それからまた、虹の郷をお借りして、あさひの郷を使っただくということの、今後の見通しについてですけれども、御指摘のようにあさひの郷の転用につきましては、10年を満たないと多額の返還金等を生じるということもありまして、それが今、6年少々なので、少なくともあと4年はグループホームをあさひの郷を使っただくことで転用が可能になるとは考えております。しかし、入居者の方に御無理をいって移っただく事情がありますので、余り短期間にあちらにこちらにということは避けるべきと考えております。ですので、現在は少なくとも4年、それ以降につきましてはその都度協議をさせていただくという方向で考えております。

○山本委員長 よろしいですか。

久代安敏委員。

○久代委員 わかりました。

○山本委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 済みません。142ページの件ですけど、まめな会を今年度をもって中止するというので、以前にもこのまめな会の廃止というのは計画されて、地域の方の要望が強いということで、また再度取り組みを続けられたという経緯があるわけですけど、やはりいろんな情勢でこのまめな会の役割が終わったと認識されておられるのか、また、まめな会に参加されている方の意向に十分理解を得たという認識で、このたび廃止に踏み切られたわけですか。

○山本委員長 岩井センター長。

○岩井地域包括支援センター長 まめな会の終了については、一つはやはりちょ

っと役割がおおむね住民の集いのほうに集まっておられる機会と人数も多いというところもあって終了したかなというふうに思っています。ちょっと参考ですが、平成29年12月末現在で、まめな会は29自治会で月1回の開催でした。参加者実人数は301人の方でした。住民の集いのほうは週1回集まられるところが34カ所あります。参加者実人数は570人です。月1回から3回の開催が7カ所ありました。参加者実人数は55人です。住民の集いのほうが2つを足すと合計で、12月末現在で41カ所で、参加実人数が625人、まめな会が301人ですので約倍の方が参加をしておられます。まめな会に出ておられる65歳以上の参加者は289人あります。289人の中で住民の集いのほうへ参加している方が235人、81%、8割の方は住民の集いのほうにも参加をしておられます。ただ、まめな会には参加をしているけれども、住民の集いのほうには参加をしておられないという、12月末現在で54人の方がいます。その方の内訳の中でも20名の方は要支援認定とか事業対象者の認定を受けることができるチェックリストをとった関係で、そういう該当になる方が20人あります。20人の方については、住民の集いへの参加が難しい理由の中では、会場が変わったために少し遠くなったとか、あと集団でDVDを見ながら体操をすることにちょっとついていきにくい感じがあるということも聞いていますので、個々にデイサービスの利用ができるというところで、送迎もありますし、今、介護予防の運動もしていますよというところで紹介をしていこうかと思っています。まめな会には出ているけれども、住民の集いには参加していない34名の方については、再度チェックリストをとって、先ほどのデイサービスの利用ができる事業対象者の該当にならないとか、いきいきサロンですとか、ほかの集いのところもありますし、改めて住民の集いのほうの参加も促していこうと思っています。今、4月のまめな会が終了ということを経つと2月から周知させていただいている中で、まだ住民の集いが始まっていないところで1月にも実際開始がありましたし、4月からの開始を6カ所と今、検討をさせて準備をさせていただいていますので、十分な意向に沿えていない部分もあるかとは思いますが、一応ちょっと終了というところで、その後の支援に回らせていただきたいと思いますと考えています。以上です。

○山本委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そのほかございますか。

久代安敏委員。

○久代委員 今年度から新たに介護福祉士等の就職の支度金制度を設けるということですが、既に要綱もできているのではないかと思いますので、具体的な要綱を示していただきたいというふうに思いますが、後で資料で出してもらいたい。よろしくをお願いします。

○山本委員長 梅林福祉保健課長。

○梅林福祉保健課長 要綱作成中ですので、後ほどお示ししたいと思います。

それで1カ所訂正をお願いしたいと思っております。今、支度金制度について記載しているところがございますが……。

○山本委員長 何ページ。55。

○梅林福祉保健課長 50ページですね。

○山本委員長 50ページです。

○梅林福祉保健課長 50ページのところに予算説明資料には記載しておりますし、また167ページには新規事業で記載しております。その中で、当初勤務していただく年限を、返還が生じない年限を奨学金制度と合わせて4年ということに記載しております。その後、日南病院の支度金制度等とも整合性といいますか、足並みをそろえるべく5年間ということになりましたので、4のところを5と直していただきまして、ごらんいただければと思います。また、要綱につきましては後ほど提出させていただきます。（発言する者あり）

○山本委員長 50ページの（6）のところですか。「町内に居住し、日南福祉会に就職する正職員に支給。4年間勤務する」というところを「5年間」というふうに改めるということですね。新規説明のほうですか。済みません、もう一度確認してください。

○梅林福祉保健課長 済みません。50ページの（6）のほうが介護福祉人材支度金のほうでございます。（6）の中の1行目の中ほどのところに、「4年間勤務すると返還を免除する」としてありますが、そこを「5」としたいということでございます。それから167ページにつきましては、事業内容のところに記載をしておりますが、真ん中あたりの最初の行でございます。3行目のところ。（「これも4を5にする」と呼ぶ者あり）「4」としてありますが、そこも「5」の予定で現在進んでおりますので、訂正をお願いしたいと思います。

○山本委員長 よろしいですか。では、資料は後ほどということをお願いをいたします。

大西保委員。

○大西委員 この支援の支度金の件なんですが、この100万円で。県の奨学金のほうありますね、福祉の関係でも。その併用はだめでしょうか。県の場合は、4年制でいくと6年ぐらい。2年の場合は4年かちょっとわかりませんが、県のものとは併用できないのでしょうか。

○山本委員長 梅林福祉保健課長。

○梅林福祉保健課長 介護人材育成奨学金につきましては、県の制度との併用はできることとしております。支度金制度につきましては、奨学金とはまた少し意味合いが違いますので、これも併用できると考えております。ただ、この5番と6番を併用はできないというふうに考えております。日南町の制度で、2つの制度を同じ人が使われるということとはできないこととしたいと考えております。

○山本委員長 5番、6番はできないということで。

○梅林福祉保健課長 はい。

○山本委員長 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

村上正広委員。

○村上委員 済みません。何ページだったかな、46ページ、成年後見人制度についてお伺いしたいと思っておりますけれども、過去何年か経過をしてみるとというぐあいに思いますが、この制度で受けられて資格をとられた人が何人ぐらいおられるのかということと、それから、その受け皿として受けられた件数が何件ぐらいあるのか。これをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○山本委員長 梅林福祉保健課長。

○梅林福祉保健課長 （4）の成年後見制度法人後見新事業のことでよろしいでしょうか。（発言する者あり）済みません。これは成年後見制度を立ち上げるための……。済みません、私ちょっと勘違いをしておりました。研修についての費用です。これにつきましては、米子市に所在しておりますネットワークほうきというNPO法人に委託をしております、研修会を行っていただいております、そちらのほうに参加をしていただいております。日南町からも市民後見人としての養成講座を受けておられる方は、ちょっと今はっきり数字を思い出してませんが、

五、六人受けていただいたと思います。はっきりした数字をまた御報告したいと思います。後見を受けていただいている方も1名あったと思いますので、また正確な数字を御報告したいと思います。

○山本委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、済みません、私のほうから1点聞かせてください。65ページの病院運営事業でございます。先ほど説明をしていただきました地域医療総合確保基金繰入金6,316万円の、坪倉委員もおっしゃいましたけれども、この金額は100%交付税が入らないのでということで、その20%分をこの基金から出すというふうに理解をしておりますが、これが正味交付税の2割分になるのか、それプラスほかの金額が入っておるのかということを確認したいと思います。いかがでしょうか。

梅林福祉保健課長。

○梅林福祉保健課長 済みません。政策的なしんしゃくが加えられているかについては把握しておりませんので、ちょっと調べまして報告させていただきたいと思います。申しわけございません。

○山本委員長 それでは、後ほど報告をしていただきたいと思います。

そうしますと、全体を通して質疑漏れはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そういたしますと、福祉保健課につきましては以上で審査を終了いたします。職員の皆様、お疲れさまでした。

そうしますと、毎回のことでございますが、特に意見を付したいということがございましたら、メール等で結構ですので、15日までに事務局に提出をしていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

そういたしますと、午前の審査は以上で終了といたします。お疲れさまでした。

〔休憩〕

○山本委員長 会議を再開します。

午後からは農業委員会、農林課について審査を行います。

まず最初に、29年度予算審査特別委員会審査意見について、新年度予算にどのように生かされたのか報告をしていただきます。その後に、当初予算説明資料

67ページから69ページ、農業委員会についての説明を求めます。

久城農林課長。

○久城農林課長 29年度の予算審査特別委員会におきまして、審査報告いただいております。意見といたしましては、エナジーにちなんの業務ということでもあります。これにつきましては、先方、いわゆるマルカン酢さんでありますけれども、エナジーにちなんと取引を強く希望しておられます。したがって、ここにつきましては引き続き、御意見をいただいておりますけれども、エナジーにちなんということで、いわゆる29年度につきましても継続させていただいたような次第です。ただ、実態といたしましては、エナジーにちなんの業務の負担になるほどの内容ではございませんので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○山本委員長 伊田農業委員会事務局長。

○伊田農業委員会事務局長 失礼します。本日の農業委員会の予算審査特別委員会に、私、事務局長、伊田と、坪倉主事が出席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

農業委員会においては、予算審査、決算審査での意見書による指摘事項はありませんでしたが、今年度の本会議一般質問、決算審査におきまして、議員の皆様から農業委員会に多くの貴重な御意見や御指摘をいただきました。平成30年度は、農業委員会が新体制となり、任期3年の実質最終年度となるわけですが、議会からいただきました御意見等を踏まえまして、農地利用最適化に関する指針の積極的な推進と見直しの年と位置づけ、農業委員、推進委員、事務局が一丸となって、農地集積や荒廃農地防止対策に引き続き努め、農業の強い事業主としての担い手育成というこのテーマに、農業委員会も関係者の皆さんと連携して引き続き真剣に取り組んでまいりたいと思っております。

農業委員会の仕事は、地道な草の根的な活動になりますが、根気強くかつスピード感を持って、新年度も行いたいと思います。農業委員会の活動の見える化について、2月に多里地域で開催した人・農地プランの様子をチャンネルにちなんに取材していただき、最適化推進委員のコメントも撮っていただきましたが、今後につきましてもチャンネルにちなんで農業委員会の活動特集の放映であるとか、農業委員会広報誌「いなほ」での活動紹介、毎月行う農業委員会の総会の日程や

傍聴のお知らせなど、町民の皆さんに農業委員、とりわけ推進委員の活動が伝わり、農家の皆さんが農業委員に相談しやすく、より近いものとなるよう工夫しながら、見える化を行っていきたいと考えております。近々には、町内の全農家さんを対象とした地域農業の将来、人・農地プランの問題に関するアンケート調査を実施するよう、今、準備をしております。

また、遊休農地のうち、再生利用が困難と見込まれ、荒廃地としてB判定をした農地の非農地通知についてですが、鳥取県農業会議と鳥取地方法務局で協議をされ、農業委員会が非農地決定した農地について、土地の所有等状況のわかる写真を添付して固定資産税担当課を経由して法務局に提出があれば、農地以外の地目に変更する登記が職権でできることが申し合わせ事項として整いました。これにより、農家台帳、課税台帳、法務局備えつけの登記台帳の地目がきれいに合致することになります。非農地通知とともにこの作業を並行して、新年度は加速してまいりたいと思います。

農業委員会の予算につきましては、ルーチンなものです。事業別に予算説明をさせていただきます。

まず、農業委員会事務事業費です。本年度予算903万8,000円、対前年で6万4,000円の微減となっております。主な経費としましては、農業委員、農地利用最適化推進委員19名の報酬844万8,000円です。この経費に対しまして、最適化交付金136万8,000円を充てていますが、これは活動実績分のマックスとなる金額を見込んでおります。また、当初では計上しておりませんが、この交付金には担い手や中間管理機構に農地を結びつけた活動に対する成果実績分も交付算定となります。成果実績の交付対象に結びつくよう、成果につなげていきたいと思っております。

委託料として9万8,000円上げておりますが、これは利用権設定台帳の管理事務を鳥取県農業会議に委託して、件数に応じて支出しているものです。農業経営基盤強化法による相対の農地の賃貸借の更新時期となる利用権の契約の一覧と更新に必要な利用権設定申出書等の用紙を、賃貸人、賃借人の欄に住所、氏名が入った賃貸期間、それから賃貸料入ったもので、あとは賃貸期間や賃貸料を決めていただき、お互いに印鑑を押印してもらい、いい状態で用紙を打ち出してくださいとところまでを委託としております。今後、今、農家台帳システムを使って

おりますけども、利用権設定のデータを権利設定申出書のレイアウトに合った箇所に移行できるよう、町の電算保守委託業者のSEにお願いして、お金をかけずに自庁でできるように、早い段階でこれは切りかえていきたいというふうに思っております。

次に、農業者年金受託事業事務です。農業者年金基金から業務委託を受けて事務を行っております。年金基金から農業者年金業務の受託料28万6,000円いただくわけですが、これは臨時職員の1カ月分、切手代等、役務費に充てます。直近の加入状況ですけども、年金受給者は104名、それから被保険者が11名、計115人がいらっしゃいます。主な受託業務につきましては、年金受給者の現況確認事務や新規加入者の推進です。潜在的対象者としまして、農業研修生のOB、認定農業者15人中、39歳以下で国庫補助対象になる7人を把握しております。加入に前向きな方が二、三人おられまして、新規加入の方があるものと期待しております。引き続き加入促進を図っていきたいと思います。

続きまして、農業総務一般事務です。職員の人件費2名分を上げております。平成29年度の事務局の職員配置は、専任1名、農林課との兼任1名の体制でしたが、30年度は農地の集積、農地改良に伴う中間管理機構関連の業務、非農地通知をした土地の地目変更に係る法務局提出資料の調整など、業務増になる職員の充足として正職員、専任2名の配置をいただけるものと思っております。財源としましては、鳥取県農業委員会補助金222万8,000円を予定しております。農地法関連業務を行うとともに、農家の皆さんの声をしっかり聞き取り、冒頭申し上げましたように職務に取り組んでまいります。

最後になりますが、規模拡大農業者支援事業です。日南町に在住する認定農業者、認定新規農業者及び中間管理機構への借り受け希望者が農地を3年以上賃貸借する場合に、10アール当たり1万円の助成を行い、農業経営の規模拡大の意欲を喚起し、担い手の農地集積の促進と安定的な農業経営体の育成を図り、農地の流動化により新たな耕作放棄地の発生を防ぐことにつなげていく事業であります。担い手から別の担い手へのつけかえ等の場合はこの事業の対象外となり、新たに担い手に集積される場合が対象となります。

平成30年度は、受け手側は新規担い手登録を進められておられる状況、そして出し手側につきましては、離農または規模縮小を考えられておられる農家さん

の情報等を勘案し、44ヘクタールの集積を見込み、予算には440万円を計上をさせていただきます。

以上、簡単ですが、農業委員会の当初予算の説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員長 ただいま説明をしていただきました農業委員会につきまして、審査を進めてまいりたいと思います。

まず最初に、67ページです。農業委員会事務につきまして質疑ございますでしょうか。

古都勝人委員。

○古都委員 法務局、それから税務当局を経由して、農業委員会が非農地の認定をした場合にはできるようになったという説明をいただきました。非農地はわかりますけども、次の地目はどなたが決定されるわけですか。どの段階で次に登記される地目ですね、これはどういうふうな形で決定されるのか教えていただきたい。

○山本委員長 伊田事務局長。

○伊田農業委員会事務局長 まず最初に、農業委員会の総会で決定するわけですが、これにつきましては、例えばまだ原野なのか山林なのかっていうところになりますと、当然、固定資産税担当課のほうも場合によっては入っていただきながら進めていくようになります。それで鳥取県農業会議と法務局と申し合わせでは、法務局のほうは税担当から現況地目がこの地目ということと写真がくれば尊重するということですので、固定資産税担当課と農業委員会がしっかり地目を確認をとって、あとの農地から、例えば山林、原野ということを決めて法務局に送るといような格好になろうかと思います。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 流れはわかりましたが、どなたが結局見て、これは山林だとか、これは原野だとかいう決定をされるわけでしょうか。そういう会議みたいなものはできるのでしょうか。

○山本委員長 伊田事務局長。

○伊田農業委員会事務局長 農業委員と推進委員の方が各校区にいらっしゃるわけですが、事務局とまずその辺確認に行ったりして、この地目は山林だとか、

まずそういうことを確認してから総会のほうにかける。微妙なところは固定資産税担当課も一緒に入っていただくというような流れになろうかと思います。まず最初は、地元農業委員、推進委員と、それから当然土地の所有者の方にも御理解いただかなければいけないと思いますので、意向確認をした上で進めさせていただきたいと思います。

○山本委員長 よろしいですか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 農地等の利用の最適化に関する指針が昨年3月につくられて、昨年6月の議会で議論をしたところでありますけども、これの数値目標等について、その後どのように検討されたのか。そしてこの計画、きちんと期限が明示してないわけですけども、おおむね5年ということだったと思いますが、その初年度でどの程度進んだのか、説明をお願いします。

○山本委員長 伊田事務局長。

○伊田農業委員会事務局長 まず、農地の担い手の集積ですけども、年間50ヘクタールから60ヘクタールを予定しておりますけども、大体おおむね目標の50から60ヘクタールの集積が進んでおります。それから荒廃農地につきましては、今、29年度末で7.5ヘクタールが2.2ヘクタール改善されております。それから、新規の経営体のほうもふえてきておりますし、数字的なものは進んでおりますけども、坪倉委員御指摘のように、この指針につきまして、本当に何年計画なのか、途中、例えば3年でどういうふうな中間目標とか、そういうところがないのでちょっとわかりづらかったかなというところで、今回見直しの中には、やはり最終的な目標の中に中間的な委員の任期の3年ぐらいでどういうふうに数値が変わったとか、目標の立て方、そういったところを中間的なところを入れて、もう一度お示しさせていただきたいとは思っております。数字的なものは、大体単年度予定した数字はできてきてるかなというふうな状況です。

○山本委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 遊休農地の解消、耕作放棄地じゃなくて遊休農地の解釈、取り扱いからすると、この7.5ヘクタールっていうのがおかしいじゃないかという指摘をさせていただきました。それから、新規参入も新たな経営体の育成ということではなくて、新規参入ですから、その辺の数値についても妥当性があるのかって

いう指摘をさせていただきました。今回、見直しもされるということなのですが、この辺の認識、解釈そして数値目標等についても、再度検討をいただきたいと思います。

○山本委員長 伊田事務局長。

○伊田農業委員会事務局長 早急に30年度早々からこの取り組みに入らせていただきたいと思います。

○山本委員長 よろしいですか。

古都勝人委員。

○古都委員 済みません。先ほどの関連でございますけれども、これまでは非農地認定の申請をして、認められれば行政書士、司法書士を経由して登記地目変更で、それについては経費もかかっておったわけですが、今回、農業委員会のほうが把握されて、先ほどの手続で地目変更をされる場合には、経費はかからないというふうに理解してよろしいでしょうか。まず、そこを一つ。

○山本委員長 伊田事務局長。

○伊田農業委員会事務局長 法務局で職権でできるものにつきましては、農業委員会のほうがB判定した農地につきまして対象になるというところですね。あと転用だとか、管理されるのが不十分で、それから転用をかけるような、そういったところにつきましては、ちょっと対象外になろうかと思えます。転用だとかその辺の非農地証明の依頼がありましたら、それは今までどおりのやり方をお願いをしたいというふうに考えております。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 ということは、農業委員会のほうで把握された、いわゆる耕作放棄地といいますか、いわゆる非農地については無料で、本人申請したものについては経費がかかるということになれば、恐らく誰もがもう本人申請をしないという傾向になるんじゃないかと思えます。それは原野であっても山林であっても、放置しておけばいずれ農業委員会がただでやってくれるということになると思えますし、先ほどの局長の説明では、いわゆる農地から除外される土地の地目については本人確認もするということをおっしゃったんですけども、その理屈からいうと、本人に申請を出してくれというのがまず第一発目じゃないかと思うわけですけども、そこら辺の整合性、今後の手続の将来性、そこら辺について所見がありましたら、

お伺いしたいと思います。

○山本委員長 伊田事務局長。

○伊田農業委員会事務局長 経費のことのお問い合わせですけれども、これは法務局の登記の関係の経費だと思います。この地目変更につきましては、所有権移転等と違いまして、登録免許税が要りませんので、自分でやろうと思えばできるわけですし、今までも司法書士さん通したり自分でやられたりしている方もおられますし、本当にそのまんまにしておられて、登記地目と現況地目が違っているという状況は出ているかと思います。その辺のところはありますけれども、先ほど申し上げましたように、まず農業委員会がB判定したところをさせていただきながら、新たにそれ以外の理由づけが出てもうこれは山林化しているというふうなところ、我々が認識なかったところ出てくれば、同じような扱いにもなり得るかなと思っています。また、そういったいろんなケースも検討しまして、農業委員会のほうでも突き合わせをしておきたいと思っています。

○山本委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

ないようでしたら、68ページ上段、農業者年金事務受託事務につきまして質疑ございますか。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）

下段、農業総務一般事務について質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしますとめくっていただいて、69ページ上段、規模拡大農業者支援事業について質疑ございますか。

古都勝人委員。

○古都委員 先回も若干質問させていただいたんですけれども、帰りまして何ぼ考えてもよく理解できないので、もう一度聞きますが、この44ヘクタールというの、いわゆる全員が1ヘクタール経営しとるとすれば44人の方が離農されるというふうに理解していいわけでしょうか。本当は2ヘクタールや50アールやあるのかもわかりませんが、44ヘクタールは、出し手のほうは離農をされるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○山本委員長 伊田事務局長。

○伊田農業委員会事務局長 これちょっと一例ですけど、日野上のほうの矢戸の

ほうが法人を立ち上げられます。そこにはいろいろ農家さんが集まられてされるわけですが、そういったところがその新たにできたところに集積をされるということもありますので、これをちょっと離農とはいえないケースだと思いますし、冒頭申し上げましたように、完全離農をされる方もおられれば、一部ちょっとだんだん規模を縮小していきたい、一部担い手さんのほうに預けたいというのを積み重ねたら44ヘクタールあります。28年度の実績が52か53ヘクタール。29年度の予定ではちょっと下がりましたが、30半ばぐらいのヘクタールの数値が出ております。30年度も44ヘクタールは集積できるだろうということで上げさせていただいております。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 言われることはよくわかるわけで、いわゆる許可離農、全部ゼロというのではなくても半分だけ新しい法人に出すということもあろうかと思いますが、要は法人に出してしまえば、やっぱりそれは離農だと思うんですよ。法人の作業員にはなるのかもわかりませんが、いわゆる農地集積が44というのはわかりませんが、これまでの例で示されましたけども、やはり許可離農、完全に農業をやめられると。出してしまわれるものの比率はどれぐらいあるか、5割とか7割とか、ざっくり。

○山本委員長 伊田事務局長。

○伊田農業委員会事務局長 今、ちょっと手元にそういう数字がありません。また提出させてやってください。

○山本委員長 後日ということによろしいですか。

そのほかございますか。

ないようでしたら、農業委員会については以上で審査を終了いたします。

続きまして、農林課について審査を行います。69ページ下段から80ページ、旨い野菜の里づくり事業までの説明を求めます。

岸室長。

○岸室長 失礼いたします。そうしますと、69ページの下段の農業総務一般事務から説明をさせていただきます。こちらは農林課職員の給与費、旅費、各種協会、協議会負担金が主なものとなっております。職員7名分と日野郡鳥獣被害対策協議会の鳥獣被害対策実施隊のチーフ1名と隊員1名を引き続き雇用し、日野

郡全体で4名体制で有害鳥獣対策に当たります。また、とっとり共生の里保全活動推進事業の2年目として、宮田集落と損保ジャパン日本興亜との活動を継続して支援していきたいと思っております。

続きまして、70ページ上段です。農業後継者育成対策事業です。農林業研修制度に係る研修生の賃金や研修事業の委託料、新規就農者への各種補助金等となっております。農林業研修事業は、予算では農業3名、林業2名、夫婦枠1組となっておりますが、現時点での研修予定者は農業2名、林業1名となっております。引き続き随時募集で研修生確保に向けて募集活動を行っていきたく思っております。新規就農への支援策といたしましては、引き続き農地代助成、就農条件整備事業によるトマトハウスや管理機、防除器材の購入費支援、農業次世代人材投資資金による営農資金の支援を行ってまいります。

次に、70ページ下段の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業についてです。こちらは、トマト、ピーマン、ブロッコリーを対象品目としております。昨年度はトマトやピーマンの価格が比較的好かったために、補給金の交付額が大きく減少しております。そのため負担金のほうは29年度と比較しまして大きく減少しております。以上で農業総務費の説明を終わります。

続いて、農業振興費です。71ページです。21世紀水田農業確立対策事業についてですけれども、がんばる農家プラン支援事業は、認定農業者が3年間を目標年とした計画を、県の認定を受けて実施するものです。継続2件と新規6件を予定しております。補助率は県が3分の1、町が6分の1が標準となっております。

意欲ある農業者支援事業ですけれども、平成25年度から3年間取り組み、引き続き28年度から3年間継続して実施しております。3年間の営農計画を作成し、計画認定を受けた農家が対象となっております。また、米の検査料助成につきましても、昨年度に引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

次、新規事業ですけれども、鳥取県版水土里情報システム導入保守更新業務ですけれども、こちらは約10年前に導入した地理情報システムにつきまして、鳥取県版の水土里情報システムを追加導入することによりまして、地図情報等の更新とシステムの操作性の向上を図りたいと思っております。また、あわせて鳥取県水土里情報活用推進協議会に入会しまして、前述システム中の必要な地理情報

を抽出し、各種団体での農地や耕作者などのデータ管理に活用できるよう、情報の提供が可能な環境整備を行いたいと思っております。

一般社団法人笠木営農組合入会金についてですが、地域、集落の持続可能な営農活動の、他の地域の先駆的な取り組みをされている一般社団法人笠木営農組合が、特定法人資格を所有できるように町も組合に入会しまして、会員となりまして、その活動を支援していきたいと思っております。

続きまして、72ページ上段の小規模零細地域対策事業についてです。主にブロイラー生産団地等の管理に関する経費となっております。ブロイラー生産団地の管理については、日南ブロイラー生産組合に委託しております。施設への進入路の傷みがひどく、施設管理委託料に含めて修繕を行いたいと思っております。

続いて、下段の資金利子補給事業についてです。認定農業者の資金借り入れに関する利子助成です。対象者は2名、4件の予定となっております。制度資金の貸し付けに対する利子補給で、助成額は県2分の1、町2分の1となっております。

続きまして、73ページ上段の堆肥生産施設管理運営事業についてです。日南堆肥生産施設の管理運営事業となっております。堆肥生産施設の管理については、アルファビジネスに委託しております。

続きまして、下段のゆうきまんまん構想推進事業です。堆肥助成が主な内容となっております。畜産農家の牛ふんともみ殻を中心とした堆肥を活用して、減農薬・減化学肥料、有機多投型栽培の実践に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、74ページです。中山間地域等直接支払推進事業です。第4期対策の4年目を迎えます。制度の変更はありませんので、引き続き集落協定を策定した53協定に対し交付金を交付します。また、第4期対策となり、協定を廃止した集落に対しまして、再度、協定締結に向けた働きかけを行いたいと考えております。

続きまして、75ページ上段のにちなんブランド化促進事業についてです。27年度から取り組んでいる特産品の商品化実証事業ですけれども、今年度も引き続きにちなんブランド商品開発を推進するため、新商品の作成委託を行ってまいります。また、既存の特産品等の販売戦略や販路の拡大等を目指す事業者に対しまして、一層のブランド化を促進する活動に対し、新たに支援していきたいと考

えております。また、道の駅にちなん出荷者協議会に対しましても、引き続き活動費を助成し、直売所の販売支援等を行ってまいります。

続きまして、75ページ下段の集落営農支援事業についてです。集落営農の組織化、機械施設の整備を支援することにより、集落営農の発展、地域の農業を維持するものですが、30年度は4地区でコンバインやもみすり機等の導入を行う予定となっております。

続きまして、76ページの経営所得安定対策事業についてです。日南町農業再生協議会の活動に係る事務局経費です。このほかに、平成28年度から継続している阿毘縁地区県営基盤整備事業の工事費負担金の支払いを行います。さらに、印賀地内と白谷地内で要望のありました、合計17ヘクタールの農地の基盤整備事業について、県と町、地元との協議を行い、国の農地中間管理機構関連農地整備事業の実施要件を満たすことが確認されましたので、農地整備に必要な実施計画策定に係る費用について、県のほうがこれは実施するものですが、これについて4分の1を負担することとなっております。また、そば用コンバイン導入に係る補助事業についてですが、近年コンバインの老朽化や作付面積の増加等の理由によりまして、農協による刈り取り作業が適期に刈り取りできない状況にあります。そこで、刈り取り作業の効率化を図ることを目的に、農協が導入するコンバインにつきまして経費の2分の1を助成するものとなっております。

続きまして、77ページの鳥獣被害対策事業についてです。侵入を防ぐ対策として、ワイヤーメッシュ柵の設置、電気柵の設置など、引き続き取り組んでまいります。また、個体数を減らす対策として、引き続き捕獲奨励金を出したり、駆除の委託を行ってまいります。日野郡鳥獣被害対策協議会や猟友会とも連携した取り組みを行ってまいりたいと考えております。イノシシの駆除頭数の増加に伴う報償費、委託料の増額や、被害防止対策としての町、県のイノシシ被害防止柵設置補助金が増額となっております。

続きまして、78ページの多面的機能等支払事業についてです。農地維持支払い36協定、共同活動25協定、長寿命化活動26協定となっております。引き続き新規の活動組織の推進と広域化に取り組んでまいりたいと考えております。また、化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みをあわせて行う、地球温暖化防止に効果の高い営農活動を継続して行っております3団体に対しま

して、環境保全型農業直接支払交付金を支払いたいと思っております。

続きまして、79ページの農地中間管理機構業務受託事業についてです。農業経営の規模拡大や農用地の集団化、新規参入の促進、生産性向上のための集積・集約化を行う農地中間管理機構の業務を受託しております。また、機構に対し農地を貸し付けた地域に、集積協力金を交付し、担い手への集積を加速化させます。これまでの実績として、機構への貸し付け面積が257ヘクタール、地域集積協力金の対象面積として172ヘクタールとなっておりますが、継続して農地の集積・集約化を推進し、農業の継続的発展を図っていきます。人・農地プランの関係ですと、先日、人・農地プランの先駆的、先進的取り組みを行ってるということで、農水省のほうから視察といえますか、意見交換という形で来られまして、本町の取り組みを御説明させていただき、若干他町の取り組みなどもお聞きしながら、有意義なヒアリングをさせていただいたところであります。

続きまして、80ページの旨い野菜の里づくり事業についてです。野菜主要4品目の生産振興策として、がんばる地域プランの推進や野菜の種苗費助成、トマト選果場利用料助成などを引き続き実施します。なお、野菜の種苗費助成につきましても追加したいと考えております。予算額といたしましては、野菜等振興事業の1,500万円の中に含まれておりますが、800円の苗木、500本相当、40万円を積算しております。対象者、申請方法などは、現在制度設計中でございますけれども、既存の要綱、要領の一部を改正することで対応する予定にしております。

また、印賀地内に建設計画のありましたトマトハウス団地につきまして、トマト栽培夫婦の入植を期待して研修生を募集しておりましたが、思うように研修生の応募がなく、また近年は十分な面積の実作研修用のハウスの確保も難しくなっていることから、来年度には研修用圃場として1区画分を町で整備し、研修体系の確立・充実を目指したいと考えております。ただ、この件につきましても、ハウス団地の整備方法につきましても、さきに本会議で課長が答弁したように、地元の法人とも協議をしておきまして、その内容次第では実施主体を地元の法人にお願いし、基礎研修や実作研修用のハウスを借りるということも検討中で、補正予算での予算の組み替えによる対応ということも考えております。

以上、旨い野菜の里づくり事業までの説明を終わりたいと思います。

○山本委員長 ただいま説明をしていただきました。質疑については、各事業ごとに行います。

まず最初に、69ページ下段、農業総務一般事務について質疑ございますか。

次のページ、70ページ上段、農業後継者育成対策事業について質疑ございますか。よろしいですか。

下段、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業について質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

めくっていただきまして、71ページ、21世紀水田農業確立対策事業について質疑ございますか。よろしいですか。

次のページ、72ページ上段、小規模零細地域対策事業について質疑ございますか。よろしいですか。

下段、資金利子補給事業について質疑ございますか。

めくっていただきまして、73ページ上段、堆肥生産施設管理運営事業について質疑ございますか。

そうしますと下段、ゆうきまんまん構想推進事業について質疑ございますか。

そうしますと、次のページ、74ページ、中山間地域等直接支払推進事業について質疑ございますか。よろしいですか。

めくっていただきまして、75ページ上段、にちなんブランド化促進事業について質疑ございますか。

古都勝人委員。

○古都委員 特産品の販売施設活性化事業という名称で事業を組んでおられます。道の駅に出荷をしておられる組織に対する補助ということのようでございますが、ブランド化にはまだほかの団体も非常に協力をしておられる団体がたくさんあると思っております。地域で売ったり、あるいは米子方面に出荷したりとか、いろんな団体がありますが、なぜそこだけに100万円ですか、補助されるのか。ある程度公平性というようなことも考えられないと、なかなか町を挙げてブランド化を図ろうという一本化に向かえないんじゃないかというような気がしております。出荷者協議会については、この金額助成以外もいろんな面で便宜を図ってあげておられる。当然、必要なことで、道の駅がにぎやかにならなければいけない。

先ほども新しい管理者がおいでになりましたけれども、それは町民誰もが願うところではありますが、ただ、売り先が一つでは将来に不安があるということもあるわけですし、そういった面で各組織の均衡上どのようにお考えなっとるか、お聞かせをいただきます。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 この当該事業につきましては、この道の駅のスタートアップという形で重点的に支援させたものという形で理解しております。御指摘のように、やや均衡という面では不備な点はあるというふうに思っております。今後このあたりをどのような形で展開していくかという形で検討はさせていただきます。ただ、当面はいわゆる道の駅を、いまましても、町の拠点として発展させるためには、ぜひ当面はこの事業で支援をさせていただければというふうに思っておりますので、何とぞよろしくお願いたします。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 スタートアップという言葉や当面という言葉が出たわけですが、非常に曖昧でありまして、10年たっても当面というのか、スタートアップというのか、というのが道の駅自体も2年ほどでまた経営者変わられると。しょっちゅう変わられてもかなわんわけですし、今回5年というようなことを伺っておりますが、それはそれでやらなければいけないことですので、それ以外のことは追加する話でありますので、ここが200万なって100万は道の駅、残り100万は、町内のいろんな野菜生産の販売団体等ありますので、それにもちなんの野菜ブランドと自負して、努力して、販売をしとるわけですから、そこら辺もやはり今後検討に入れていかれるべきだと思いますが、いま一度。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 まず、御指摘の点については十分理解できるところであります。ただ、冒頭申し上げましたように、いわゆるそれぞれの事業でスタートアップで、いろいろな形で支援させていただいておるのも事実であります。じゃあいつまでなのかという、若干曖昧な本当答弁になっておりますけれども、そのあたりにつきましては、例えば野菜苗の助成とかそういったような形で、幅広く事業展開させていただいております事業もございます。そういったようなことも鑑みながら、今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど御質問の中に1点ございました。午前中、御挨拶いただいたと思いますが、新しいオーナーの方もいろいろな実は夢を語っていただきました。いわゆる2年で撤退とか5年で撤退とかいうようなことは、まずないのではないかと、いうぐらいいろいろなプランもお持ちです。そういったような形で、そういったようなオーナーの負託に応えるような体制を、今後取り組んでまいりたいと思います。そのあたりにつきましても、いろいろ町のほうも知恵を絞る必要があるかなというふうに思います。何とぞよろしく願いいたします。

○山本委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 昨年もこのような事業、予算があったわけですが、改めて伺いますけども、このソフト財源の過疎債は、どの事業に充当されるものですか。

○山本委員長 岸室長。

○岸室長 過疎地域自立促進特別事業債の充当先ですけれども、今回新しく事業をさせていただくことで提案させていただいております、資料でいうと2番目の特産品等販売戦略・販路促進事業等委託費、こちらの200万に充当させていただく予定となっております。

○山本委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 過疎債の充当はその事業ということなんですけども、それも含めて委託事業とされております。これが本当に町が行うべき委託事業に照らしたときに適切かどうかといえ、私はこれは補助金で出したほうがよっぽどすっきりするし、事業者のほうも有効な使い方ができるのではないかなと思ってます。町が行う委託事業ではなくて、事業者が主体的に行う事業に補助をするという形。過疎債ソフトですから、補助金として支出することも可能だと思いますが、その辺の見解について伺います。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 御指摘のとおり、いわゆる団体の自立性といいますか、特異性、そのあたりを重視する場合につきましては、確かに御指摘のとおり補助金がまさに適切というふうに思います。あえて委託料というふうにさせていただきましたのが、若干そのあたりいわゆるブランド化を図っていくのに、町の意向も酌み取っていただくような事業内容でというところがあります、そのあたりが逆に傘を失ってしまうようなことになってしまうのかもしれないけども、このあたりにつ

きましては若干町とタイアップした形で事業展開を図っていただければという思いもありまして、委託料という形で予算化させていただきました。

○山本委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 前にも議論したこともあるんですけども、補助金であっても町の要綱なり取り決めの中で、町の意向を反映させることはできるわけでありまして。片方、委託事業ということになると、やっぱり町がこういうものを、商品開発等の必要性、商品の具体的な銘柄も含めて必要性を認めるということになります。それはそれでいいんですけども、委託事業の成果、成果物、成果品について、やっぱり委託だとその所有権といいたいまいしょうか、曖昧になるような気がいたします。その辺についてはどうでしょう。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 委託料であっても、所有権は団体のほうに帰属するものというふうに考えます。

○山本委員長 よろしいですか。

そのほかございますでしょうか。

ないようでしたら、下段、集落営農支援事業について質疑ございますか。

ないようでしたら、次のページ、76ページ、経営所得安定対策事業について質疑ございますか。

そうしますと、次の、めくっていただいて、77ページ、鳥獣被害対策事業について質疑ございますか。

大西保委員。

○大西委員 有害鳥獣等ですね、大変頭数も多く頑張っていただいとるんですが、ここでお聞きしたいのは、駆除に従事する駆除員を3名増加するとなっておりますが、昨年が5名増加ということで、昨年実績、29年度ですけども、5名増加に対して何名ふえられたのかをお聞きします。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 済みません。データを用意しておりませんので、改めて提出させていただきます。

○山本委員長 大西保委員。

○大西委員 それと報償費とか委託料で、特にイノシシにつきましては、昨年、

29年度では200頭ですが、今回1.5倍の300になっておりますが、今の見通しの実績は、29年度はもう250ぐらいなのか、300ぐらいいっとるのか。それをお聞きしたいです。

○山本委員長 岸室長。

○岸室長 今年度ですけれども、現時点でこちらで把握してるのが231頭となっております。まだ猟期は続いておりますので、今が有害捕獲期間になっておりますので、今後ともふえる見込みとなっておりますので、最近の傾向を見ますとちょっとイノシシの捕獲頭数、増加傾向になっておりますので、30年度につきましてはそのあたりも勘案してちょっとふやささせていただきました。

○山本委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 この中でイノシシの、要するに捕獲奨励金と駆除の委託料というのがあるわけですが、これはどういう形で分けておるのか、ちょっとわかりませんので教えてください。

○山本委員長 岸室長。

○岸室長 失礼いたします。報償費につきましては、猟期外に捕獲したものも含めてというような形でなっておると、委託料については猟期外というあれがないので、有害駆除の期間中なのか期間中でないのかによって、県の補助の補助率も違ってまいりますので、そのあたりがありまして報償費、委託料とちょっと別建てで組ませていただいております。

○山本委員長 猟期外であれば報償費で、猟期内だったら委託料という解釈でよろしいですか。逆ですか。（発言する者あり）少々お待ちください。

岸室長。

○岸室長 有害鳥獣期間中ということなので、3月1日から10月末までだったと思う。ちょっとお待ちください。そうですね、3月1日から10月31日までが有害捕獲期間となっておりますので、こちらのほうが報償費というところでの支出となっております。

○山本委員長 それ以外が委託料という。

○岸室長 はい。

○山本委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 済みません。ちょっと自分の認識が違うかもしれんけど、ということ

は猟期中も1頭とると8,000円は出るということですか。猟期外が1万円出るということは、自分も十分認識しとったわけですけど、猟期内でも8,000円、今まで支払ってきておられますか。

○山本委員長 岸室長。

○岸室長 済みません。ちょっとそのあたり申しわけないです、ちょっとはつきりできませんので、改めて、済みません、調べて御報告させていただきたいと思えます。申しわけございません。

○山本委員長 整理をしてから回答するというところでございます。よろしいですか。もう一つ。

近藤仁志委員。

○近藤委員 鳥獣駆除の区間と猟期との間に、何かな1カ月近い間があるわけですけど、それは申請せにゃいけんということですが、これほかの町村などを見ても、年間通して駆除と猟期とをつなげたところがあるという話を聞いておりますけど、そういった取り組みに対してはどういう考えでこれからやっていけますか。今ない。

○山本委員長 時間がかかるようでしたら、違う質問を受けてからでよろしいですか。近藤委員、ちょっと違う質問を先にやらせてもらって。

岸室長。

○岸室長 済みません。ちょっと即答できませんので、また確認させていただきまして報告したいと思います。

○山本委員長 そういたしますと、よろしいですか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 国庫の鳥獣被害防止総合対策事業は、ことしから100%国庫、交付金で事業が推進されるということで理解をすればよろしいですか。

○山本委員長 岸室長。

○岸室長 特に、今年度からというわけではありませんが、以前から国庫としては10分の10の事業にはなっておりましたけれども、国の予算がこちらの要求額100%出ておりませんでしたので、その部分、従来は1割負担というような形で地元のほうから負担をいただいております。近年、今年度、来年度につきましても、若干国のほうの補助金が100%つくような形になりましたので、今

年度も実際、地元負担なしということで取り組みをさせていただいたところでございます。

○山本委員長 そのほかございますか。

ないようでしたら、次のページ、78ページ、多面的機能等支払事業について質疑ございますか。

ないようでしたら、めくっていただきまして、79ページ、農地中間管理事業について質疑ございますか。

ないようでしたら、80ページ、旨い野菜の里づくり事業について質疑ございますか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 先日も議論をしたところなんですけども、先ほど岸室長の説明で、事業の組み立てを検討するというところでございましたが、当初の設計の段階で、印賀の圃場を町が整備をしてということなんですけど、仮にそうした場合に農地の利用権とかハウスの所有権、今度、この基盤整備の1,500万の構造、構造物になるのか、繰り延べ資産になるのか償却資産にされるのかはわかりませんが、そういったものの所有権というのは町が持つということになるのではないかと考えますけども、その辺の解釈はどうでしょうか。

○山本委員長 岸室長。

○岸室長 当初のがんばる地域プランができた当時の計画ですと、トマト栽培夫婦という形で入植された方がそこに入る、造成のほうは町がさせていただきますが、入植はその栽培夫婦の方が入られるということで、利用権としてはその方が持たれるということと、上に建てるハウスについても、入植された方が新規就農の条件整備事業であるとかリースハウス事業を使って建てられるというような計画で当初進めて考えておりました。（発言する者あり）

今回の形ですと、若干、入植者が決まってない段階で整備して、町の研修圃場として整備するという予定で予算計上させていただきましたので、この場合には、町のほうが整備は行うんですけれども、利用権といたしましては、その研修事業、研修用の圃場ということで整備するということで、エネルギーにちなんのほうに利用権を持っていただいて、上に建てるハウスにつきましても、研修用の圃場ということで、こちらも町のほうで整備するという予定で考えております。

○山本委員長 所有権もエナジーですか。所有権は町ですか。

○岸室長 ハウスの所有権としましては町の所有ということ。

○山本委員長 町で、利用権についてはエナジーにちなんということですか。

○岸室長 はい。（「造成地も含めてですよね」と呼ぶ者あり）

○山本委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 ハウスだけじゃなくて、その構造物といいたいまいしょうか、1,500万の工事費部分も町の所有権ということになると思います。そうすると、仮に研修が終わって、その後、そこで引き続き営農されたいという新規就農の方が出てこられた場合には、その経費等についてやっぱりその承継者に請求をするというか、使用料としていただくということを町はしなければ、全くただで全部ということになると、他の新規就農者とのバランスからしてもおかしくなってくるということがあると思います。そうしたときに、この1,500万の工事費、側溝、排水路掘られたり、客土されたり、井戸を掘られたりということでしょうけども、この1,500万の工事費が異常に高い。ましてや、その設計費700万、これをどういう積算でこういう金額になるのか。課長は、以前やられた園芸産地拡大支援モデル事業のときも設計費が事業費の中にあたって言われましたけども、その辺、答弁も聞きたいんですけども、この700万という設計費、異常に高いと思うわけですが、いかがですか。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 まず、設計費のほうでありますけども、これにつきましては、現に民間のほうから見積もりを徴したものであります。3区画分という形であります。これにつきましては、先般の本会議でも説明させていただきました。いわゆる町のほうとしてはこういう組み立てを仕掛けたところでありますけれども、ファームイングさんのほうから、いわゆるファームイングが事業主体になってやってもいいという御提案をいただきましたので、現在のところではそういう方向で今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。そういうふうになれば、多分このあたりについても700万円もかけずに、いわゆるできるであろうというふうにも思いますし、ここまでの事業費もかからないのではないかと、いうふうに思っております。そういうふうになりましたときには、いわゆる所有権は先方が持たれることとなりますので、今後そこを使わせていただくときには、

いわゆる使用料というものが、今度はエネルギーにちなんに発生してくるものというふうに認識しております。それらにつきましては、今後詳細につきまして詰めさせていただきまして、6月議会等々でまたいわゆる予算の組み替えという形での御審議をいただければというふうに思うところです。（発言する者あり）

○山本委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 私が聞いたのは700万円の根拠と、以前に行われた園芸産地拡大支援モデル事業の事業主体のほうで、設計費が事業費に盛り込まれてましたかということを知っている。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 そこにつきましては、私のほうの勘違いでした。その700万というものは、前回もいわゆる現場合わせで施工されたというふうに聞きました、700万につきましては、別途、私どものほうで見積書を徴したものであります。いわゆる700万につきましては、ちゃんとした見積書がございます。

○山本委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 町が事業するという事になると、見積書が必要になるのかなというふうに思いますけども、1,500万の事業に対して700万というのは非常に大き過ぎるなと思ってました。

先ほどの岸室長の発言、久城課長の答弁で組み替えをやるということなんですけども、その辺、財源も全く変わってくるわけですよね。県の間接補助金を受けて、事業実施主体に町費と合わせて補助をされるという形になろうと思いますけども、そういう腹を決めるとすれば、この過疎債2,200万を充当した事業予算そのものを削減といいたいでしょうか、当初予算から落とすという選択肢も当然考える必要があると思うし、財政の運営上からしても適切でないと、計画自体を根本から見直すということになれば。その辺についていかがですか。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 農林課といたしましては、根本的から見直すということは考えておりません。いわゆる研修用のハウスを策定するというゴールは同じであります。したがって、あとは手法が違ってくるものという認識でおります。したがって、当初予算を策定する段階ではこういう方向で進みたいというふうに思っておりますけれども、いわゆる最近といいたいでしょうか、直近になりましてそういう御提

案をいただきましたので、そういった方法もあるという形で今検討しておるという
ことで、決して事務を怠ったとかというようなことでもございませんし、ぜひ
まずはこの予算でお認めいただきまして、いわゆる今後、まだ詰めていかなけれ
ばならないところがありますので、そこにつきましては、そういったような形で
御容赦いただければというふうに思います。

○山本委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 あくまでも新規就農者の研修用ハウスをつくるというのが目的だ
ということをまず課長が言われましたけども、旨い野菜の里づくりプランでは、ハ
ウス団地の造成、トマトハウス団地の形成ということで、28年、29年に事業
計画をされておりました。ですけども、先ほど言われるように、事業主体を変え
て、その事業主体の方に基盤整備をしてもらって、そこにハウスを建ててもら
うということになりますと、必ずしもそれは新規就農者の研修用ハウスというこ
とにはならんだろうと思います。実態として、これまでのように農家のハウスを借
りて研修をしていただくということはあるんですけども、土地とビニールハウス
を借りて、じゃあ、エナジーがそこで本当にエナジー独自の研修が構築できるか
といえ、それも非常に疑問だと思うわけです。去年の4月に方針を決められた
エナジーの研修方針、固定した農家に基礎研修と実作研修をお願いをするとい
う方針からしても、それは、できたビニールハウスを町なりエナジーが借り受けて、
そこでエナジーが独自に指導員を配置して研修するということにはならんと思
うわけです。ですから、あくまでも今回はトマト団地の形成、産地としての増強、
拡大を図る、活性化を図るという目的で行って、その上で、エナジーが行う農家
研修の委託先として、例えばそのハウスが使われるかもしれない、既存の山上
あたりのハウスが使われるかもしれない。そういう考えで向かったほうがスム
ーズに行くんじゃないかなと思います。余りエナジーにちなんの専属的な研修施設
として捉える必要はないと思います。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 御指摘のように、そういうふうには考えております。ファーム
イングのほうが、もしそこに入ってきていただける方があれば、いわゆる責任を
持って指導するというふうにも言っていておりますし、将来的にはまたそ
この隣接地に、今度はその方の、そこで研修を終えられた方が、いわゆる入植と

いいですか、そういったような形で新たにハウスを整備されることを望んでおられますので、そういったような形で、いわゆる印賀のトマトハウス団地が強化されていけばいいというふうに考えております。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 今の議論の中で、実は2年前に隣接するハウスを建てておられますので、設計費も、例えばコピーでも使えるんじゃないかというような気がしておりますので、いずれにしても安く上がる方法も検討してもらわなければいけないと思っておりますが、私が聞きたいのは、普通旅費の説明の内容がよく意味がわかりませんので、これを一つお願いしたいと思っておりますし、今の団地で建てられるハウスの棟数、予定でしょうけども、何棟ぐらいというふうに考えておられるか、この2点をお聞きしたいと思っております。

○山本委員長 岸室長。

○岸室長 建てられる棟数についてですけれども、当初は、今造成しているところの北側にある区画を整備をと考えておりました。こちらに建てる場合であると、今既に地元の法人さんが、ファームイングさんが整備されたところの面積が小さくなりますので、あと建物小屋であるとかそういうものを整備するとなると、若干12棟であるとか、現在が14棟建っているところなんですけれども、12棟ぐらいかなということで想定しておったんですけれども、その後、そういう地元のファームイングさんとの話の中で、ファームイングさんにも若干、将来的にふやされる計画も全くないわけではないので、その辺ちょっとまだ、どこに整備するかというのが決まっておきませんので、今のところ想定してたのでは12棟ぐらいというふうに考えております。

○古都委員 県道側ということですか。

○岸室長 いや、旧道側といいますか。

○古都委員 旧道側ですか。

○岸室長 はい、今整備された圃場の……。

○古都委員 ちょっと入ったところ。

○岸室長 そうですね、はい。

○山本委員長 よろしいですか。

○古都委員 それで、もう一つ質問したい。

○山本委員長 普通旅費の内容についての質問もございましたが。

岸室長。

○岸室長 済みません、旅費についてですけれども、説明の中で十分ここ、申しわけないです、触れてなかったと思いますけれども、今年度もこの予算をいただきまして事業を実施しているわけなんですけれども、今年度につきましては食育というような観点で、小学生、保育園児……。

○古都委員 括弧書きの中です。

○岸室長 3,000円……。

○山本委員長 3,000円、3台、3回開催という。

○岸室長 想定しておりますのが、講師としてお願いする方が、ちょっと別々のところから3名の方が来られるということで、それで、1回当たり車代ということで3台分で……（発言する者あり）はい、組ませていただいております。

○山本委員長 車代ということだそうです。

そのほかございますか。

ないようでしたら、ここで暫時休憩をとりたいと思います。再開は2時30分からといたします。

〔休 憩〕

○山本委員長 会議を再開します。

休憩以前に質問にありました件について、回答をお願いしたいと思います。

岸室長。

○岸室長 先ほどは失礼いたしました。そうしますと、休憩前にありました鳥獣被害対策事業の関係で十分にお答えできませんでした件、回答いたします。

まず、29年度の駆除員の目標に対する実績についてですけれども、目標5名となっております。実績についても、29年度5名、実績でふえております。30年度につきまして3名というのが、今、猟友会が3つの地区に分かれておりますので、その地区ごとで1名ずつ増加するということを目指して猟友会さんとも御協力をお願いしているところで、3名とさせていただいております。

次に、イノシシの報償金、駆除の委託料の違いですけれども、まず、いずれについても、これは猟期外に駆除したものしか、イノシシについては出しておりません。報償費につきましては県の事業で単価が決まっております。1頭当たり

1万円というのが決まってるんですけども、これを猟友会を通して御本人さんに駆除していただいたお礼というような形で、1万円が支給される形です。

委託料のほうは、これは猟友会に対して、猟友会協力金という形でも委託費の中に15万円ほどあるんですけども、猟友会協力金というのは、これはイノシシがとれてもとれなくても猟友会員さんにかかる経費というか、そういう形で支給させていただくんですけども、上段の300頭掛ける8,000円の委託料につきましては、出来高払いといいますか、猟友会に対して駆除を委託する出来高払いの金額というふうに考えていただければと思うんですけども、1頭当たり8,000円を委託料としてお支払いさせていただく、かかった経費、かかる経費として8,000円をお支払いさせていただくというふうにすみ分けさせていただいております。

あと、鹿については、緊急的にふえることを防止するということで、猟期、猟期外通して、年間通してこのような報償費等は支払われるんですけども、イノシシについてはあくまで猟期外のみの支払いというふうになっております。以上です。

○山本委員長 そうしますと、イノシシについては合計1万8,000円ということになるわけですか。

岸室長。

○岸室長 そうです。1頭当たり合計して1万8,000円が、捕獲した本人さんに猟友会を通して支払われるというふうになっております。（「本人は1万円で猟友会が8,000円だ」と呼ぶ者あり）

○山本委員長 猟友会通して8,000円、ですから1万8,000円になると。猟友会協力金は猟友会に対して、とれてもとれなくても支給するという説明でした。（「だけん、それは15万」と呼ぶ者あり）はい、3つの猟友会に対して15万円ということです。8,000円は猟友会を通して個人に行くという説明でした。個人に県から出るのが1万円で、猟友会を通して8,000円を支払うので、個人には合計1万8,000円になるという説明だったと思います。よろしいですか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 今の話で正しいですか。猟友会を通して個人に渡るわけですか。

○山本委員長 岸室長。

○岸室長 それぞれ、町のほうからは猟友会のほうにまずはお支払いさせていただくんですけども、それぞれの内訳としては、誰々さんが何頭分でお幾らというふうな明細をつけて、猟友会のほうから本人さんに支給してくださいというふうに出しておりますので、それぞれ1頭当たり1万8,000円が本人さんのところに支給されているというふうになっております。

○山本委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 これ委託料という名前ですけど、その委託料の中の内訳を精査はされておられるわけですか。要するに本当に、誰に、どういう形で行ったのかというようなこと書類の提出とかはしておられるわけでしょうか。

○山本委員長 岸室長。

○岸室長 たしか、一応、それぞれの会員さんのほうに領収印なりをいただいたものを、最終的には提出いただいていたかと思うんですけども、ちょっとそのあたりも改めて確認したいと思います。

○山本委員長 再度、確認をしていただきたいと思います。

この件についてはよろしいでしょうか。

そういたしますと、審査を続けてまいりたいと思います。

当初予算説明資料81ページ、畜産振興対策事業から、87ページ、林業構造改善施設管理運営事務までの説明を求めます。

岸室長。

○岸室長 失礼いたします。そうしますと、まず、81ページの畜産振興対策事業について説明させていただきます。町有牛の貸し付け、鳥取県和牛振興総合対策事業、雌牛導入奨励事業など補助事業を推進し、和牛生産農家への支援を行ってまいります。県和牛振興総合対策事業では、繁殖雌牛7頭の増頭を予定しております。

続きまして、82ページですけども、山村振興一般対策事務についてです。山村振興施設の管理運営に係る費用となっております。ふるさと日南邑、ゆきんこ村、イチイ荘につきましては、引き続き指定管理者による委託で管理運営をお願いしているところでございます。どの施設も20年以上経過しておりまして、それぞれ老朽化もしております。計画的な修繕を行いまして、施設の有効活用を

図っていきたいと思っております。30年度につきましては、日南邑で290万ほどの修繕、こちらはレストランの床の張りかえ、あと事務室の床の張りかえ、あとログハウスのドアであるとかの中の中の建具あたりの修繕を予定しております。あと、イチイ荘では、事務室と宿泊室のエアコンが18年以上、または26年以上たっているエアコンでありまして、若干もう異音がして、ちょっともうすぐにも壊れそうな状況というのも一部あるようですので、これらのエアコンについて修繕していきたいと思っております。

以上で山村振興費の説明を終わりたいと思います。

○山本委員長 坪倉室長。

○坪倉室長 失礼します。ここから林業ということで、私のほうで説明のほうをさせていただきます。

お手元の83ページからになります。まず、林業一般管理事務のほうでございませうけど、林業後継者、または町内の林業振興についてのことに取り組んでおります。その中で、平成30年につきましては、新たに、額のほうはちっちゃいんですけど、8月の山の日の記念イベントということで、道の駅のほうで苗木の配布を行って、山のほうに関心を持っていただければということも計画しております。それと、林業後継者のほうでございませうけど、引き続き林業後継者の雇用の安定対策ということで、県の補助事業等を活用しながら社会保険の助成事業のほうを行っていきたいと思います。

それと、平成30年度ですけれど、単年事業になります。国のほうの平成28年の森林法の改正によりまして、各市町村で自分のところの森林の土地の所有者の管理ないし、またそれに付随する地図の整備をして、平成31年の4月に公表するという事になっております。これにつきまして整備を行います。これの目的につきましてでございませうけど、現在、所有不明者等々もあって、森林整備に支障を来している現状を踏まえて、市町村が主体となって情報を整備して、これを公開して、意欲のある林業者にそれをもとに森林整備のほうに参加いただいて、健全な山林を育成するということになっております。各県によっては、各町村にもう自分たちで勝手につくんなさいよというような県もあるようございませうけど、鳥取県につきましては、県で森林クラウドということでクラウド化して統一的に情報が共有できるように、また、見て情報がわかるようにということで計画

をされて、平成29年度で基本的なところを県のほうで整備いただいております。これを受けて、平成30年度には個別の台帳のほうを整備をして、平成31年の公表に向けて整備をしたいと思っております。

あと、原木価格の安定供給対策のほうにつきましては、昨年度と同様の3,400万ということで助成するように計上いたしております。

引き続きまして、84ページ、町造林事業でございます。ちょっとここで一つ、説明資料のほうを訂正させていただければと思います。一番上の財源内訳のほうでございますけど、その他と一般財源のほう、ちょっと錯誤して入力しております。その他のほうが4,951万6,000円になります。それで、一般財源のほうはゼロになります。

○山本委員長 直ってますけど。

○坪倉室長 直ってますか。それは申しわけございませんでした、済みません。ちょっとこちらに持っておった資料のほうがあればございました。失礼いたしました。

町造林事業のほうですけど、昨年度より若干予算のほう上がっております。これにつきましては、皆伐新植ということで今取り組んでおります。これの下刈りの関係で、若干積み重ねというところで、予算のほうは、作業費のほうはふえております。それと、本年度、体育館の建設に関して、若干先行して皆伐再造林の箇所を伐採をしております。これとあわせまして、通常の皆伐新植と、それと地ごしらえ・新植というところで2本立てになっております。いずれにしましても、引き続き町有林経営ということで、適正な管理経営を行っていくこととしております。

続きまして、85ページになります。森林保全総合対策事業でございます。事業といたしましては、ナラ枯れの被害対策ということで森林病虫害関係、それと町内での民有林の皆伐新植の促進を図るために経費の助成、また、美しい森林づくり基盤整備交付金事業という名前ではありますが、これは間伐の事業でございます。こちらのほうで森林整備の促進なり森林保全のほうを計画しております。

ナラ枯れにつきましては、毎年予算のほうは計上させていただいております。これは発生したときにすぐ対応できるようにということで上げておりましたけど、町内28年度までは被害が発生というのが、近隣のほうではあっとるんですけど、

ありませんでした。29年については県境付近の奥部ですね、これは、県のほうが調査ということでヘリを飛ばされた中で、若干ナラ枯れのほうが被害が町内にも入りかけているということでございました。ちょっと奥部でしたので、29年度は被害の対策まで、経費的な問題もありまして対応できておりませんが、これから里山部にも広がってくる懸念もございます。30年度につきましては、これについての対策が必要になってくるというふうに考えております。この費用を計上しております。

それと、美しい森林づくり基盤整備交付金についてですけど、町内の間伐につきましては、国からの森林環境保全整備事業のほうで対応がメインになっております。通称、皆さんが言われる、造林事業補助金と言われておりますけど、そちらのほうでメインのほうは対応になっておりますけど、どうしてもそれだけではちょっと事業枠のほうที่足りないということもありまして、森林組合が事業主体になりますけど、町内の間伐推進ということで、美しい森の事業のほうでの間伐のほうを予定をしております。

これについては、もう一つ、国から直に来る分と、県経由でなくて、県が単独で補助金のほうを役場のほうに出されますので、これを合わせたものの補助金のほうを森林組合のほうには出していきます。

続きまして、86ページの上段でございます。森林整備地域活動支援事業ということで、森林の施業を行うために必要となる森林の現況の調査をして間伐施業につなげていくという事業でございます。これについては、鳥取県の造林公社さんのほうで取り組まれます。平成29年、30年と協定を結んで実施する予定でございます。これについての交付金のほうですけど、設定事業費、これは3万円を上限にして、国が2分の1、町、県が4分の1ずつということでございます。これが実行経費、実際やられたときに2万円かかった場合でも、国のほうが設定している2分の1の交付金ということで1万5,000円は必ず出すということですので、その残りの分について、町、県とかさ上げを実際にするようになります。今、造林公社さんのほうですけど、1万5,000円以内の事業費で組まれておりますので、全額、実質的には国の補助で実施されるということになります。

そういたしますと、続いて、86ページの下段のほうでございます。林業成長産業化モデル事業のほうですけど、昨年度、事業採択になりました林業モデル事

業については、30年度、構想の計画に従った事業の取り組みを行います。そして、林業成長の産業化ということ、日南町及び近隣の関係機関での林業成長産業ということを目指します。

平成30年度につきましては、地域林政アドバイザー制度を活用した1名の方をお願いして、これに当たっていただきながら事業のほうを進めていただきたいと思います。30年度につきましては、ソフトで、31年4月に開校を目指しております林業アカデミーの開校準備、それと不在村地主等の集約化事業、それと、構想参加いただいております事業体への技術開発等の実証等について補助を行います。ハード事業についてですけど、これはまた後ほど予算等の組み替え等も必要になってくるかと思われませんが、高性能林業機械の導入を30年度では計画しております。

そうしますと、あと引き続きまして、87ページ上段になります。林道維持管理事業でございます。林道維持管理事業につきましては、主に基幹になる林道、船通山線と窓山線、それと山頂に公共施設があります大林線、それと緊急時に迂回路等を兼ねて開設しました宮内の小熊井谷線の4路線について、維持管理ということで、夏季の路側の草刈り等を予定をしております。

続きまして、87ページの下段でございます、林業構造改善施設の管理運営事務ということでございます。林業総合センター、また出立キャンプ場の林業関係の事業で設置しました施設の管理を引き続き行っていきたいと思っております。林業センターにつきましては、緊急時、保険料ですね、火災保険等をこちらでかけて、通常の維持については森林組合のほうでお願いしておりますので、これは火災の点検等がメインになります。以上でございます。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 私のほうから1点だけ、原木価格の安定対策事業につきまして、補足説明のほうをさせていただきます。

株式会社オロチのほうに、現在の経理状況をもとに、当該補助金を5年間継続させていただくと仮定して、いわゆる経営改善計画の見直しを行っていただきました。それによりますと、銀行の債務解消がことしの10月、そして、経営の協力会社等からの債務解消のめどが立ちますのがおおむね5年後となっております。この4月には高校生2名が入社されると聞いております。債務が解消いたします

と、新たな投資も可能となります。町では国の林業モデル事業によりまして、オロチなどの林業企業体の人材育成も今後図っていきたいと考えております。福祉会、役場に次ぐ雇用を抱えるオロチの存続は、町の将来を大きく左右するものと考えます。町といたしましては、この事業を継続いたし、オロチの一日も早い経営改善をサポートしたいと考えておりますので、御審議のほうをよろしく願いいたします。

○山本委員長 ただいま説明をしていただきました。質疑については事業ごとに行います。

まず最初に、81ページ、畜産振興対策事業について質疑ございますか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 畜産センター、4月から、農協経由ですけれども、みらいファームが来られるということなんですけれども、使用料についてはこれまでと同額ということですが、基金の扱いについて、今後の取り扱いについてどうお考えですか。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 実は先般、みらいファームさん、農協、町を交えて三者で協議をいたしました。現在、基金残高が約4,400万円ございます。そういったような中で、いろいろ細かい要望がございました。そういったような中で、どこまで町のほうに関与させていただくかというようなこともあろうかと思えます。

現在、4月1日から事業スタートという形の覚書のほうは締結させていただいておりますけれども、まだきょう現在、いわゆる肥育でいくのか繁殖でいくのかというまだ方針が出ておりません。近々に最終決定するというところでありますけれども、それによりましては、今の重機車庫につきまして若干、畜舎へ用途変更したいということをおられまして、そういったようなことにつきましては、ちょっと町のほうでは支援がしにくいということは申し上げております。

現行の施設の改修、以前実施させていただきました屋根の改修であるとか、そういったような施設の老朽化によりまして、いわゆる施設営繕につきましては検討をさせていただくという形で検討させていただいておりますので、今後、できれば7月ぐらいからは、いわゆる実際の肥育、繁殖、どちらになるかわかりませんが、事業をスタートしたいというふうに言うておられますので、若干そのあたり、状況によりましては、いわゆる臨時議会というようなことでの補正をお願い

いしなければならぬことも出てくるかもしれませんが、とりあえずは町のほうとしては、そのあたりの事業計画が出てくるのを待っておる状況であります。

○山本委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 質問した基金の将来計画について明確な答弁なかったんですけども、修繕に充てることも可能だというふうに理解をしております。先ほど言われた事業者の経営方針というのもあるかと思えますけども、公共施設の総合管理計画などにも照らしても、今の施設の状況というのは非常に悪いです、維持管理の状況として。屋根の雨漏りによってもう躯体自体に影響が出てる。早急に屋根だけでも直さないと、その施設自体が使い物にならんのが、ここ、ことしじゅうにという状況ではないんですが、本当にこのままですと、近いうちに使えなくなってしまう。柱やはりにかなり障害が出てます。そういうことからして、基金も含めてですけども、早急に修繕をすべきだと考えますけども、いかがですか。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 肥育舎につきましては、屋根のほうの修繕を行っておりますので、問題はないのではないかとこのように思います。ただ、いわゆる今の重機車庫のほうはもう非常にひどい状況というふうに思っております。あそこを仮に今後、いわゆる畜舎に用途変更ということを考えられる場合には、ちょっと協議はさせていただく必要はあろうかというふうには思っております。

○山本委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 あそこの農機具庫、これを畜舎として使わない限りは、町として今のままの状態を放置するという理解にも、ふうにも聞こえるんですけど、どうでしょうか。農機具庫もそうなんですけども、病牛舎についても相当傷んでます、屋根が傷んでます。この辺も含めて、今後事業者の方が、みらいファームが使われる予定がなければ、そのまま朽ち果てるのを待つというスタンスなんですか。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 御指摘の病牛舎については、屋根はひどい状況というふうに思っております。そのあたりにつきましてもまだ具体的な全体計画が出てまいりませんので、そのあたりを踏まえながら、また協議をさせていただければ、予算要求も検討させていただきたいというふうに思います。

○山本委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 和牛の増頭対策事業ですけど、白鵬、百合白清の血統の牛を導入するというぐあいにはうたっているわけですけど、これはこの血統に限定した牛を7頭増頭されるという計画でしょうか。

○山本委員長 岸室長。

○岸室長 県の補助要項的には、そのような血統を導入するということになっておったかと思しますので、そのとおりだと思います。

○山本委員長 そのとおりだそうです。

○岸室長 はい、書いてあるとおりの白鵬、百合白清の血統に係るものが対象ということ。

○山本委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 鳥取県で白鵬、百合白清、大変いい成績を出して、全国的にも名前が通っているわけですけど、実際、今、畜産農家の方には、この血統のない牛を飼って、白鵬、百合白清の種をつけて、子牛はその血統があるということで高く売れるという取り組みをやっておられる方もおられるわけですし、そういう形での増頭の計画というのは考えておられないということでしょうか。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 一応、現在の和牛増頭対策事業では、先ほど室長が答弁したとおりであります。そういったような形での支援ということになりますと、ちょっと県の事業が使えないということになってくるかなというふうに思います。済みません、最終、そのあたりにつきましても確認をさせていただきます。

○山本委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 ということは、県の事業を使わなかったらこの事業に該当しないということで、もうあくまでも県の事業があつて、それに乗ったこの事業であるということですか。要するに、この現場に、本町に合った増頭対策事業として捉えてはいないということよろしいですか。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 現在、県の推進方針がこの2頭の血統の導入というふうに聞いておりますので、もう単町でやれば可能ではあるかと思っておりますけども、町のほうといたしましても、いわゆる県の方針に沿った形で、畜産振興のほうを図ってまいりたいというふうに考えます。

○山本委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

ないようでしたら、82ページ、山村振興一般対策事務につきまして質疑ございますか。

荒木博委員。

○荒木委員 4番。ゆきんこ村の指定管理のことですけれども、ゆきんこ村の指定管理の管理者のほうから、工事の修繕のお願いが3点ほどあったように思いますが、まずログハウスのほうに水が来にくいとか、それから厨房のエアコンが必要、新しいのにしてほしい、それから研修棟のクロスの張りかえがというようなお願いがあったような気がしておりましたが、その点についてお答えください。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 まず、3点の要望がありました。

1点につきまして、エアコンのほうにつきましては、厨房の緊急修繕という形で、まだちょっと発注までできておりませんが、いわゆる29年度事業で対応させていただきたいと思っております。

あとの2点につきましては、ちょっと本年度の当初予算には計上できておりません。緊急性のあるものからという形では、済みません、外させていただきました。ただ、要望としてはお聞きしておりますので、今後状況を見ながら、また予算化につきましては検討させていただきます。

○山本委員長 荒木博委員。

○荒木委員 そうしますと、厨房のほうはもう予算、補正で組んであったのですか。あったかいな。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 総務課の緊急修繕のほうで対応させていただきます。

○山本委員長 よろしいですか。（「はい、了解です」と呼ぶ者あり）

そのほかございますか。

ないようでしたら、めくっていただきまして、83ページ、林業一般管理事務について質疑ございますか。

大西保委員。

○大西委員 下のほうにF S C等林業振興事業ということで、80万予算化され

ています。負担金の補助、交付金ですが、これは森林組合さんということになってますが、これは森林組合さんに80万をお渡しするのでしょうか、F S Cの関係で。

○山本委員長 坪倉室長。

○坪倉室長 この件につきましてですけど、森林組合のほうで事業のほうは実施してもらいます。これにつきまして、昨年、28年度でカレンダーづくりしましたけど、そのもののまた拡充版なり、J－V E Rで、企業さん、お買いいただいたところにそういうものを配ったりして、J－V E Rの普及なりF S Cの普及ということを図るために、またそういうものをつくってお渡しするということでのもので予算計上させていただいております。

○山本委員長 大西保委員。

○大西委員 今、J－V E Rのあれですけど、森林組合はわずか10トンか20トンしか販売してないわけですね。それ、日南町が販売した800トンとか600トンに対してのあれですか、パンフレットか何かは。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 まず、目的といたしましては、森林組合がというよりかは、日南町全体の認証林のP R、それから現在取得しておりますJ－クレジットのP Rで、これらにつきまして、町がやれなくはないところではありますけども、森林組合のほうに委託させていただきまして、補助させていただきまして、いわゆる今のカレンダーの作成でありますとかJ－クレジットの販売状況の説明、おかげさまでJ－クレジットにつきましては、売れ行きも好調になってまいりました。今いただいておりますのは、まだ契約には至っておりませんが、2社から150トン購入の申し込みをいただいておりますような状況であります。これらにつきましては、最終的には30年度の契約ということにはなろうかと思っておりますけども、今後そういったような形で御購入いただきましたところへカレンダーを送ったりとか、そういったような形で使っていきたい、そういったような形の事業展開をするのに当たっての補助金ということで御理解いただければと思います。

○山本委員長 よろしいですか。

大西保委員。

○大西委員 ちょっと済みません、F S Cの関係で、このF S Cの認証は森林組

合さんがとられたわけですね、認証は。ですから、審査の費用であるとかいうのは全部森林組合さんがお支払いされてるんでしょうか。

○山本委員長 坪倉室長。

○坪倉室長 F S Cの認証ですけど、町有林を含めて、森林組合でグループマネージャーということでお世話になっております、民有林等含めてですね。今の費用等については森林組合のほうで御負担いただいております。

○山本委員長 大西保委員。

○大西委員 それで、ちょっと、このF S Cの森林認証の取得が平成22年にとられたわけですが、森林組合さんで。この認証をとるためには、恐らく200万か300万、100万かわかりませんが、申請審査、最終審査でとられてると思いますが、その金額はわかりますか。もしわからなかったら次の質問行きますけど、わからなかったら後でも結構です。

質問したいのは、これの定期審査、この後あるんですね、今まで、平成29年までに定期審査は毎年1回するのか。それから、更新審査というのが、恐らく3年もしくは5年で更新審査というのがあるわけです。そういう審査も全部、森林組合さんがお支払いされます。ここで聞きたいのは、今回、体育館が建ちます、F S C材使います。それから、それ以外のところも使ったというときに、その審査費用に、今度は使うための審査費用が51万とかいうのがなるんですけども、その件ちょっと、農林課のほうでつかんでおられたらお聞きしたいんですが。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 まず、森林認証の新規取得に係る経費ですけども、概算でありますけども、事前審査に147万円、それから本審査で198万ということで聞いております。これは2万8,000ヘクタールの場合で、ただ、事前審査を割愛することはできるようであります。そういったような状況であります。本町は事前審査も受けております。いわゆるランニングコストでありますけれども、本町の取得面積につきましては約2万ヘクタールであります。年次審査に係ります費用が96万円です。今後、更新ということになった場合に、いわゆる更新に係ります審査料というのが146万ぐらいかかるというふうに聞いております。

○山本委員長 体育館の51万円のところの内容についてはいかがでしょうか。

久城農林課長。

○久城農林課長 一応これにつきましては教育委員会のほうから資料提供があったのではないかとと思いますが、あくまでも今回、教育委員会から出ておりますのは施設として認証施設になるための経費、したがって、道の駅が、日野川の郷が認証施設として大々的にリーフレットに載せたりしてPRできるのも、いわゆる認証施設という検査を受けたからであります。したがって、その認証林とはまた別の審査ということで御理解いただければと思います。それに係る旅費、それから審査料等は今回、社会体育館、そのあたり、町のほうがリーフレットのほうに、この体育館は認証林でつくった体育館ですというふうにもうそれ書くのはできると思うんですけども、いわゆるロゴですね、あれらを使った形で、非常に高いロゴになりますけども、PRしていくにはその審査を受ける必要があるということで御理解いただければと思います。

○山本委員長 大西保委員。

○大西委員 そこで、定期審査とかいろいろ、年に1回あるわけですね。例えば、それで新年度でも、その1年間通じてここの施設を審査するとなれば、新たに出張費用であるとか審査費用とか軽減できるんじゃないかなという話です。そういったことも一応話してもらって、私もいろんな認証関係の仕事をやってきたことございまして、できる限り複合で、そういった形で、その都度来てもらって審査するんじゃないしに定期審査のときにやっていただくとかすれば、金額も相当減になると思うんですが、いかがでしょうか。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 ちょっと協議はさせていただきますけれども、その旅費につきましては、もしかしたらコストダウンが図れるかもしれませんが、審査項目が全く実は違いますので、いわゆる審査料というものにつきましては通常どおりの請求になろうかと思いますが。ただ、認証林としての年次検査と施設の検査と違いますか、それが同じようにやっていただけるかというのはわかりません。昨年も実は、最終日だけ立ち会いましたけれども、いわゆる認証林、森林認証との更新の審査には海外から来ておられました。いわゆる国際認証でありますから、したがって、非常にハードルが高いわけです。そういったような形で、なかなか、国内認証ではありませんので、そういったような状況であるということは御理解いただければと思います。

○山本委員長 久代安敏委員。

○久代委員 毎年8月11日が山の日で、記念イベントということで予算組んでおられますが、どういう人を対象に苗木を配布して、樹種も含めて、山の日のイベントの考え方で、小・中学校生とか保育園児等に、皆さん今いろいろやられている木育をどのように生かそうとしておられるのか、その点も含めてお聞きします。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 まず、山の日関係で、去年からスタートいたしまして、去年は実は何もできなくて、日南町としてちょっと非常に反省しておるところであります。ことしにつきましては、一応会場を道の駅といたしまして、ただ、無料配布ということもできるかと思うんですけども、例えばお食事をしていただいた人とか500円以上お買い物いただいた方、先着何名、いろいろなちょっとまだ、その詳しい取り組みについてはまた今後詰めていきたいというふうに思いますけども、いわゆるその日に、道の駅に御来場いただいた方の中で、何らかの条件をつけるような形で、苗木の配布をさせていただければというふうに思うところです。ただ、全然もらっても役立てれないという方については、お断りされる方もあろうかと思えますけども、今考えておりますのは、クリスマスに使うのは、あれ何の木かいな……（「モミの木」と呼ぶ者あり）モミの木をプレゼントできればどうかなというふうに思っておるところであります。

○山本委員長 久代安敏委員。

○久代委員 せっかく山の日を国も祝日として制定して、森林の町としては何とかいい工夫をして、経費をかけずにでも本当に森林の町として生かせるような、保育園、小学校も含めて、せっかくの機会ですから、夏休み中ということはありませんけども、いろいろ工夫をして取り組んでいただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 実は、先ほども言いましたように150トンの御購入、今お話をいただいておりますというJ-クレジットの話をいたしました。その方が日南町にゆかりのある方でして、いわゆる50トン以上でしたら、通常ですと県知事が立ち合われます。中には知事公邸でしていただいたケースもありますし、余り実は

そのことを望んでおられません。50トン以上になりますので、県から誰か関係者の方は来られると思いますが、ぜひ日南町でやりたいということをお願いしておりますので、例えば山の日のイベントの日に合わせて、いわゆるJ-クレジットの購入の調印式というようなことはあるかなというふうに思っております。ただ、先方の御都合もありますので、そういったようなことも視野に入れながら、いわゆる経費をかけずに、日南町ならではのイベントとなるよう検討してまいりたいというふうに思います。

○山本委員長 よろしいですか。

○久代委員 はい。

○山本委員長 荒木博委員。

○荒木委員 林業後継者育成の事業の中で、社会保険料の助成というのがあります。今、事業主体3社が載っておりますが、この助成を受けるための何か条件とか、そういうのはあるのでしょうか。

○山本委員長 坪倉室長。

○坪倉室長 県での認定なりされてる事業体ということになります。それで、対象が社会保険と、年金でいえば厚生年金を掛けられてる、企業体としての保険ですね、掛けられているところが対象になります。対象は5年間ということで、その間は事業主が掛けられる掛金の半分ということ補助しております。

○山本委員長 荒木博委員。

○荒木委員 もう一度、よくわからなかったんですが、要するに社会保険を掛けているところの事業者であれば申請をすることができるということですか。

○山本委員長 坪倉室長。

○坪倉室長 済みません、今の林業事業体で、林業の現場ですね、業務者に対しては対象になります。

○山本委員長 荒木博委員。

○荒木委員 そうような資料があれば、また後で資料として出していただきたいのですが。林業に携わっておる方ってかなり多いわけですから、例えば1人でも雇ったときには、社会保険とかいうのをやっぱり充実してあげたいという気持ちは経営者の方も持っておられると思いますのでね、こういう助成があれば、資料があれば出していただきたいと思います。

○山本委員長 坪倉室長。

○坪倉室長 済みません、後ほど資料のほう、提出させていただきます。

○山本委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 原木価格安定対策事業です。これまでどおり、オロチに対して1立米1,000円、年額3,400万の補助ということなんですけども、オロチの経営状況もかなりよくなってきておるということで、先ほど課長が説明されたように、長期債務の返済も進んおるという状況のように聞いております。そうしますと、これから先もこれまでと同じような補助が必要なのかどうなのかというところがあると思います。過去5年間にわたって再生計画を実行されてきて、経営がよくなってきたということが一つあって、今後は自立といたしまししょうか、経営努力の中で展開をしていくことが肝要かなという思いが一つあります。

それと、昨年12月の議会だったと思いますけど、町長はこの原木支援に対して、これまでの方針の見直しも含めて、例えばB材、C材の利活用に対する補助にシフトするような考えも発言されておったわけなんですけども、その辺のところについてはどのような検討をされたのか伺います。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 その件につきましても、並行して、ずっとこれまで検討してまいりました。やはり町長の思いとしては、現行制度では特定企業への支援にしかかってないということ、これは言っております。したがって、山元に、いわゆるそういったような何か恩恵ができるシステムづくりができないかということで、先般もこの協議をさせていただいた後でも町長が申しております。したがって、新たなそういったような形での、いわゆる山元へそういったような形の支援ができるような仕組みづくりをぜひ検討していきたいというふうに思います。新年度予算案には上程できませんでしたが、そういったようなことも今後検討していきたいというふうに思います。

○山本委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 そうすると、これはこれで、オロチはオロチの支援で、また新たな補助制度をつくるということなんだろうけども、町長も言われたように、本当に一民間企業に対する支援をどこまでやっていくのかというところは十分精査する必要があると思いますし、もう一つは、林業成長産業化モデル事業、いわゆる木

材のカスケード利用を目玉にうたっておることからすれば、まさしくB材、C材をより山から持ち出していただいて使っていくという、こういう取り組みに対して支援のほうに変えていくべきだと考えますけども、カスケード利用等々も含めて見直すべきだと思いますが、いかがですか。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 現実問題に照らし合わせますと、いわゆる自伐型林業は別にいたしまして、業者、林業経営体がC材、D材を出すということになりますと、搬出経費とその購入価格が間違っていないのが現実であります。したがって、搬出経費のほうが高くついております。したがって、仮にそこに単純に500円とか1,000円とかというふうに出した場合には、そこで赤字になつるものをA材、B材を出すことによって企業が成り立っておりますので、いわゆるその経費については、山元に出すのではなくて、施業する側がもらうべきものという議論が出てこようかと思えます。したがって、非常に、そこでどういうルールづくりができるかなという形で今、実は悩んでおるところであります。したがって、自伐型林業で自分で出して、自分で例えばチップ工場に出しますというような、それはとても簡単でありますけれども、実際にはそういった方は非常に少なく、いわゆる林業経営体の方に施業を委託される、そこが搬出するというふうになった場合には、C材、D材部分については赤字になっておること形のこと、説明が重複いたしましたけども、現実であります。したがって、そのあたりを制度化するのは、ちょっとかなり工夫が要るなというふうには思っておるところであります。

あと、決定ではありませんけれども、先般いろいろヒアリングをさせていただく中で、関係者に、いわゆる取扱手数料の値下げというようなことも実は検討しておられるようです。そういったような形が仮に実施されるということになれば、今のオロチさんへ補助金を減らしていくということが出来るかしらんというふうに思います。そのときは、減額できる財源を、今の山元の皆さんへの支援のほうに充当させるという検討もできようかと思えますが、若干そのあたり、早急に組み立ては必要かと思えますので、実際にいつから、今の森林組合さんの選木場がこういったような形で動くか、それからその手数料が幾らになるのか、そのあたりも見きわめながら制度化、考えてみたいというふうに思います。

○山本委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 私はB材、C材と言いましたけども、課長が言われるD材というのはさすがに難しいと思うです、山から持ち出して実際に使うというのは。現在の作業のスタイル、そして使う側の状況からして、なかなか難しいと思うけども、けども、B材、C材、カスケード利用の中で、B材はかなり出てるんですけど、C材あたりを持ち出して、DWファイバーですとかチップ、燃料ですとか、そういったことに使うことを促す、いわゆるカスケードを促すということからしてできると思うし、実際に山でなくて集積場、市場なのか森林組合なのかわかりません、いろいろあると思いますけども、集積されたところで、搬出されたB材、C材、立米当たり幾らという支援の仕方というのは、それは山元のほうに材貨の上乗せとして生かせるということができると思いますけども、検討いただきたいと思います。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 繰り返しになりますけども、うまくそのあたりは関係者とも協議させていただきまして、いい制度化できるようであれば、そういった方向で検討してまいりたいというふうに思います。

○山本委員長 古都委員、発言要求、消されましたか。

○古都委員 はい。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 消したんですけども、先ほど山の日イベントで、まだ内容は固まってないというお話がありまして、最後にモミの木を検討しとるという話もあったんですけども、モミの木が境港とか米子市ではちょっと無理なんじゃないかという気がして、おせっかいですけども。というのが、よく皆さん鉢植してクリスマスに使われているのは、あれは実はモミの木ではなくて外来のものでありまして、ちょっと名前をはっきり覚えてませんが、フィッシャーとかいうような、よく似てはおるんですけども、持って帰って植えても全然大きくならないようなことだろうと思いますので、選定されるときにはよく勉強していただいたほうが効果的かなと思ひまして、老婆心ながら。

○久城農林課長 検討させていただきます。

○山本委員長 村上正広委員。

○村上委員 ちょっと確認だけさせてください。今、森林組合のF S C 認証取得の履歴というところをちょっと見ておるんですけども、そこに、ここ24年の9月から、こっちには、FM認証になっているんですよ。それは、今も現在、F S C という認証が残っておるのかどうなのか、FM認証とどう違うのか、その確認だけちょっとさせてください。（発言する者あり）

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 森林認証というのを、一部を英語に訳したのがFM認証であります。したがって、F S C 認証というのは、いわゆる国際基準にのっとった森林認証のことをF S C 森林認証というふうに呼んでおります。そういった形で、若干表現が、済みません、変えておられるだけで、森林認証のいわゆる一部横文字版がFM認証という形になります。（発言する者あり）

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 国際認証になりますと、いわゆるF S C 認証という形で使い分けてあります。（発言する者あり）

○山本委員長 森林認証と国際認証との違いで、F S C とFMという使い分けをされておるといふことだそうです。

村上正広委員。

○村上委員 ようわからんですけども、通常、F S C の場合には5年間で更新をされるんですよ。それで、逐次、第1回の年次監査だとか第2回年次監査をほとんど毎年のように受けられています。そして、更新をされたときに、先ほどありましたように、22年の3月に受けられて、次に拡大をされたのが25年の7月に、このときにFM認証林を拡大したのが1万9,529ヘクタールなんだということなんで、日南町のほぼ大半の部分はここに入ったんじゃないかなというぐあいに思ってますけども、これで、この材を使ってF S C がとれるということになるわけですか。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 本町の場合には全て国際認証を取得しておりますので、いわゆるF S C 認証という形でも使えることになります。

○山本委員長 村上正広委員。

○村上委員 その部分が全くようわからんで、F S C は5年間で更新をせにゃい

けん、FMの場合には、ほんならこれも5年間なんですか、更新は。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 先ほどもちょっと申し上げましたけども、いわゆる森林認証の略がFM認証と言われるものになります。したがって、済みません、国内規格が5年なのか3年なのか、ちょっとそこを存じ上げておりませんが、鳥取県が取得しておるのは国内認証というふうに聞いております。非常に、先ほど言いましたように、更新費用がかかったり、いわゆる海外に向けて、やはりPRも含めて、広くPRするには国際認証を取得する必要があるというふうな形で、日南町の場合には当初から国際認証であるFSC認証を取得した経緯でございます。

○山本委員長 大西保委員。

○大西委員 私、この平成22年にとられた、その後、たしか平成二十四、五年だったと思うんですけど、町長がカーボン・オフセットで県から購入されたと言ったときに、ISOでの何番かと。世界標準記号です、ISOです、御存じですか、皆さんも品質やら環境ありましたね、その番号でいくと16064番なんですよ。この番号を一応また調べてください。これが、FSC、カーボン・オフセット、全部その中に、世界の標準機構の中に入ってますんで。だから、今言われたように、外国から来るといのは、恐らくはイギリスかどっかか知りませんが、そちらのほうですから、もう一度言いますと、ISO16064番、調べてください。

○山本委員長 村上委員、よろしいですか。

○村上委員 わからんです。

○山本委員長 そういたしますと、83ページについてはよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

次、行きます。84ページ、町造林事業について質疑ございますか。

めくっていただいて、85ページ、森林保全総合対策事業について質疑ございますか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 町有林にしても民有林にしても、作業道等がつけられて、そこの作業終了後の処理が不十分であったために、土砂災害、あるいは土砂災害と言わないまでも、そこから流れ出た土砂が農業用水路に入り込むというような実態があ

るわけですが、特に作業道あたりについて、どのような認識を持っておられますか、またその林業施業者、山主に対する指導等はどのようにされていますか。

○山本委員長 坪倉室長。

○坪倉室長 失礼します。特に指導ということは強くは行っておりませんが、大体森林組合さんと今、現場のほう、終わられたときには片づけをある程度して帰るということで、片づけなり、側溝等を塞いでたら、災害の原因にならないよというということでは努めていただいております。町の担当として、特に要請等、指導なりをしてるということはありません。

○山本委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 要請と言わずに、そういうところにも気をつけるように指導をしていただきたいと思います。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 御指摘のとおりだと思います。実は去年の、先ほどもありましたF S C、森林認証の年次監査のときも実はその指摘を受けました。いわゆる作業道のところに流木があるとか、やっぱりそういった細かいところの指導を受けておるのも事実であります。そこは森林組合の職員の方も同席しておられますので、今後そういったような意識を持って対応させていただきたいと思います。

○山本委員長 そのほかございますか。

ないようでしたら、86ページ上段、森林整備地域活動支援事業について質疑ございますか。

ないようでしたら、下段、日南町林業成長産業化モデル事業について質疑ございますか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 ここで備品購入、ハーベスタシミュレータがあるんですけども、これはアカデミーに設置をされる予定の機材でしょうか。それを、多里保育園なのか、環境林の管理棟なのかと、これの運用については指導者は誰がされるのか。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 一応設置場所といたしましては、今の多里分園のほうを思っております。指導につきましては、おっしゃいますとおり、実は昨年デモをさせていただきまして、ずっとそれを通常使っておられる方は非常に上手にやっぱり作

業されます、いわゆるシミュレータも使いこなされます。そういったようなことがありますので、今後、森林組合とか林業経営体、そういったようなところに御協力を願う形で、いわゆるレクチャーを、現場に出なくても、冬期間でありますとかそういったようなときに、この機械を有効利用する形で使っていきたいというふうに考えております。（発言する者あり）

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 それだけになります。非常に高額なものであります。（発言する者あり）

○山本委員長 よろしいですか。

そうしますと、次、めくっていただきまして、87ページ上段、林道維持管理事業について質疑ございますか。

ないようでしたら、その下段、林業構造改善施設管理運営事務について質疑ございますか。

久代安敏委員。

○久代委員 出立山のキャンプ場の利用実態ですよね、フィールドワークとして木育の話がずっと出とるわけだけども、実際に草刈り等の管理のための経費だと思えますけども、現在どういうふう利用があるのか、お聞かせ願います。

○山本委員長 坪倉室長。

○坪倉室長 失礼します。出立山のキャンプ場ですけど、届けをいただいて、キャンプの管理棟等、施設をあけて使っていただくという方ですけど、今、日南森遊びの会というグループが定期的に森林体験なり等やっております。これが年に11回ぐらいですね、届け出てるのが。大体20人程度ということで、こちらのほうが220人。それと町内外のほうですけど、昨年6件のお申し込みがっております。大体平均5人ぐらいのグループになるんですけど、こちらのほうが、済みません、6回ですので30人、大体、昨年、こちらのほうで、あそこのキャンプ施設の鍵をあけて、届けをいただいて御利用いただいたのが272名ということになります。

○山本委員長 よろしいですか。

○久代委員 はい。

○山本委員長 そのほかございますか。

そういたしますと、農業委員会、農林課全体を通して質疑漏れがございますか。
伊田事務局長。

○伊田農業委員会事務局長 農業委員会のところで、古都議員から、規模拡大事業の40ヘクタールのうち、離農による割合はどれくらいかという質問ですけども、平成30年度、農地の流動化を図り、担い手の方へ44ヘクタール集積目標として予算化しておりますけども、見積書のような一件一件を積み上げたようなものではありませんので、実際のところ、どのように流動化するかわかりませんが、今、農業委員会のほうに入っている情報としまして、積み上げたものとして、参考までに申し上げますと、離農により5ヘクタール程度出るんじゃないかなと思われま。これも本当に、御高齢の方がまだ続けられるかわからないし、体調が悪くなられて早く離農されるかもしれませんし、ちょっといろんな流動的などころがありますので、はっきりしたところはわかりませんが、5ヘクタールというところで御理解いただきたいと思います。12月末ぐらいになると、実際どれくらい集積されたか、それから、出すほうの方がどういう理由でということ出てくると思います。また、何らかの機会、議会のほうにも情報提供をしたいと思っております。

いずれにしても、担い手の方への農地の集積は進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○山本委員長 近藤仁志委員。

消されましたか。

○近藤委員 いや、押したよ。

済みません、78ページの多面的機能支払いの事業についてですけど、新規見込みの活動組織が24団体、それから広域化支援の団体が3団体という数字が示されておりますけど、この数字に対して、今現在、これ確定したものなのか、また、そうでなかったら、その進捗状況などをお示しいただきたいと思ひますし、それから広域化のほうで、75ヘクタールまでが20万円、50ヘクタールまでが10万円という数を書いてあるわけですけど、75ヘクタール以上という取り決めというものはないわけでしょうか。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 まず、新規見込みというのは、済みません、具体的に上がって

るものでありませんで、決算のときにも御指摘いただいておりますけど、なかなかこのあたりの取り組みができていないのが実情であります。先般の全体審議の中でも述べさせていただきましたけども、現在、町のほうでは一つの方法として、日南町でこの多面的の取り組みが一本化できないかということを検討していきたいというふうに思っております。そうなれば、いわゆる集合体になっていくわけですし、そういうふうになれば、事務の軽減ということで、もしかしたら中山間並みの協定が集まるのではないかというような思いもありまして、引き続き新規見込みという形で、この数値を上げさせていただいております。ただ、全員、現在の多面的に取り組んでいただいております団体の皆さんに御賛同いただけない場合にはやはり難しいと思っておりますので、そのあたりにつきましては十分に町のほうで検討して、いわゆる全員に集まっていただく機会をつくって御説明申し上げて賛意を問う、そのあたりで今後の方針を決めていくということができればというふうに思っておるところであります。

あと、お尋ねの、いわゆる75ヘクタールまでは20万ということですが、ちょっとそれにつきましては、済みません、以上があるかどうかというのは確認をさせていただきます。

○山本委員長 よろしいですか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 要するに、自分たちが広域合併したのがもう100町以上、百二、三十町の広域合併をしたわけですが、その取り扱いってどういう形になるのかなというのがちょっと懸念しましたもので、その辺をまた詳しくお調べして、お知らせをお願いします。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 確認して、また報告させていただきます。

○山本委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 71ページ、21世紀水田農業確立対策事業ですが、ここにあります水土里情報システムの概要について、少し説明をいただきたいと思っておりますし、これを活用できる団体は、例えば農業者でもこのシステムを活用できるということがあるのでしょうか。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 まず、なぜ今この時期にということでもありますけれども、10年ぐらい前に、水土里ネットがこういったような情報システムを導入いたしました。当時、日南町には、鳥取大学の連携で、いわゆるGISを導入して、同じようなシステムを導入しておいた経緯がございます。非常に当時はレスポンスが悪くて、当時担当だった職員のほうが、いわゆるエンターキーといいますか、更新をかけても、次の画面があらわれるのはもう20分、30分かかるといような状況で、こういうようなシステムを導入してもという形で、当時導入を断念したといいますか、行わなかった経緯があります。その後、システム改修が行われまして、非常に、先般も役場で試させていただきましたけれども、レスポンスがよくなっております。したがって、最新のデータを取り込むという形で考えた場合には、今現在、遅くはなりましたけれども、このシステム導入を図るべきという形で判断させていただいたような次第です。

あと、林政のほうでもありましたけれども、いわゆる林地台帳の整備を図ります、今後。町のほうとしては、今の林地台帳のデータとこの水土里ネットの情報をリンクさせて、いわゆる全体のそういったような情報システムが実は構築できないかなというふうに思っておるところであります。最終的に、じゃあ、それぞれ皆さん、御家庭からのそういったようなアクセスができるようなシステムまで構築できるかというのは、済みません、今の段階ではちょっと申し上げられません。お一人方に、いわゆるパスワードをお渡ししてということには、する場合にはなっていないかと思っておりますけれども、今のところ考えておりますのは、当面の間は御要望に応じて、必要箇所をコピーしてお渡しするということはできようかというふうには思っております。

次年度、鳥取県の予算にはなりますけれども、今回のTPP関連の予算で、日南町が要望もしておりました経緯もあります、いわゆる航空レーザーによる測量が行われます。現予算では8割方が網羅できるというふうに聞いておりますけれども、いわゆる執行残で、もしかしたら9割ぐらいいけるかもしれんということ、もしかしたら10割ということでもあります。そこまでいくなら、町のほうとしてはぜひ10割をカバーできれば思っております、鳥取県のほうに相談しておりますのは、仮に残った場合には、その部分を負担金という形でお支払いすれば、いわゆる10割、測量が可能かということをお聞きしましたら、可能だというふう

に言っていておられますので、状況を見ながら、ぜひ、いわゆる航空レーザーで10割を網羅する地図情報システムをそっちのほうでまず構築したい。それに水土里ネットのシステムとマッチングさせることで、ほぼ日南町の山、それから農地というものが一本化できるのではないかというふうに思っておるところです。

○山本委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 山のデータと農地のデータというのは、それはどこかで一緒になるのがいいと思いますけども、ここで言われております水土里情報システム、いわゆる農地のデータですけども、GISデータですけども、これらあたり、本当にこれからのスマート農業の推進、IT化、例えばドローンですとか、それから収穫、作物の葉色、葉っぱの色を見分けるとか、収穫量なり水分量、植林などもIT農業機械でデータを集積するシステムなども、これらを使うことによって、よりスマート農業が推進できるということなんですけども、その辺の発展に向けても検討いただきたいと思います。

それと、その下の一般社団法人笠木営農組合への加入ですけども、地域で頑張っておられる組織に対して町が参画するというのはわかりますけども、具体的な取り組み内容、そして、営農組合の中で会員として参画するわけですから、その中でのスタンスについて説明をお願いします。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 本件につきましては、昨年11月に一般社団法人笠木営農組合から、いわゆる特定法人化するためということで、町への加入要請があったものであります。一応そういうことになりますと、特定法人となった場合に笠木営農組合側からのメリットといたしましては、いわゆる農作業の作業受託、機械の貸し出しという、こういったものが非課税になるということがあります。そればかりでなく、白米での販売及び加工用販売、こういったものも非課税になっていくということで、いわゆる非課税法人として運営が可能になるということで聞いております。

逆に、一方で、町側のメリットといたしましては、一つ、笠木営農組合の場合には、町のいろいろな組織より一歩前を走っておられるというふうに認識しておりますので、こういったような形で町も参画するということになっていった場合に

は、また後を継いでいただく、そういったようなことを検討していただくような法人が誕生するのではないかなというふうにも思うところであります。

ただ、一つ、懸念材料といったら大変失礼な言い方になりますけれども、町が運営負担を負うことになりはしないかということもあると思いますけど、そのあたりにつきましては、今後、町のほうといたしましては、そういったことには、虫がいいような話ではありますけれども、責任は持ちませんというような形での協定なりを締結させていただければということで思っておるところであります。

○山本委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。ありませんか。

ないようでしたら、農業委員会、農林課についての審査は以上で終了いたします。職員の皆様、お疲れさまでした。

そういたしますと、農業委員会、農林課の審査について、付すべき意見等ございましたら、15日までにメール等で事務局に届けていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

そうしますと、本日の会は以上で散会といたします。お疲れさまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

委員長

副委員長